

平成26年第7回邑南町議会定例会(第5日目)会議録

1. 招集年月日 平成26年12月8日(平成26年11月27日告示)
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 議 平成26年12月18日(木) 午前9時30分
閉会 午後2時32分

4. 応招議員

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	大和 磨美	2番	瀧田 均	3番	平野 一成	5番	和田 文雄
6番	宮田 博	7番	漆谷 光夫	8番	大屋 光宏	9番	中村 昌史
10番	日野原 利郎	11番	清水 優文	12番	辰田 直久	13番	亀山 和巳
14番	石橋 純二	15番	三上 徹	16番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	大和 磨美	2番	瀧田 均	3番	平野 一成	5番	和田 文雄
6番	宮田 博	7番	漆谷 光夫	8番	大屋 光宏	9番	中村 昌史
10番	日野原 利郎	11番	清水 優文	12番	辰田 直久	13番	亀山 和巳
14番	石橋 純二	15番	三上 徹	16番	山中 康樹		

7. 欠席議員 なし

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
町長	石橋 良治	副町長	桑野 修	総務課長	藤間 修
危機管理課長	服部 導士	定住促進課長	原 修	企画財政課長	日高 輝和
町民課長	種 文昭	税務課長	上田 洋文	福祉課長	飛弾 智徳
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	日高 始	建設課長	土崎 由文
水道課長	朝田 誠司	保健課長	日高 誠	会計課長	安原 賢二
羽須美支所長	加藤 幸造	瑞穂支所長	川信 学	教育委員長	寺本 恵子
教育長	土居 達也	学校教育課長	細貝 芳弘	生涯学習課長	能美 恭志
監査委員	實田 譲	農業委員会長	田中 正規		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 沖 幹雄 事務局調整監 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏名	議席	氏名
8番	大屋 光宏	9番	中村 昌史

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

平成26年第7回邑南町議会定例会議事日程(第5号)

平成26年12月18日(木) 午前9時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 議案の討論、採決

議案第116号 邑南町監査委員条例の一部改正について

議案第117号 邑南町税条例の一部改正について

議案第118号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第119号 邑南町国民健康保険条例の一部改正について

議案第120号 邑南町子ども等医療費助成条例の一部改正について

議案第121号 邑南町保健センター条例の一部改正について

議案第122号 邑南町福祉医療費助成条例の一部改正について

議案第123号 邑南町郷土館条例の一部改正について

議案第124号 邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第125号 邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第126号 邑南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第127号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第128号 邑南町保育の実施に関する条例の廃止について

議案第129号 工事請負契約の締結について

議案第130号 工事請負契約の変更契約の締結について

議案第131号 町道路線の認定について

議案第132号 平成26年度邑南町一般会計補正予算第5号について

議案第 1 3 3 号 平成 2 6 年度 邑南町 国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号について

議案第 1 3 4 号 平成 2 6 年度 邑南町 後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 2 号について

議案第 1 3 5 号 平成 2 6 年度 邑南町 簡易水道事業特別会計補正予算第 3 号について

議案第 1 3 6 号 平成 2 6 年度 邑南町 下水道事業特別会計補正予算第 3 号について

日程第 4 閉会中の継続審査・調査の付託

日程第 5 議員派遣について

平成26年第7回邑南町議会定例会追加議事日程(第5号の追加1)

平成26年12月18日(木)

追加日程第1 町長提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第137号 邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第138号 邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

議案第139号 平成26年度邑南町一般会計補正予算第6号について

議案第140号 平成26年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について

議案第141号 平成26年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号について

議案第142号 平成26年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第4号について

議案第143号 平成26年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号について

議案第144号 平成26年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第3号について

平成26年第7回邑南町議会定例会(第5日目)会議録

平成26年12月18日(木)

—— 午前9時30分開会 ——

~~~~~〇~~~~~

### 開議宣告

- 議長(山中康樹) おはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布をしたとおりでございます。

~~~~~〇~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。8番大屋議員、9番中村議員お願いをいたします。

~~~~~〇~~~~~

### 日程第2 一般質問

- 議長(山中康樹) 日程第2、一般質問。昨日に引き続きまし一般質問を行います。一般質問順位第9号三上議員登壇をお願いします。

- 三上議員(三上徹) 議長。

- 議長(山中康樹) 15番、三上議員。

- 三上議員(三上徹) 15番三上徹でございます。おはようございます。ええ、いよいよ待ちに待った私の番がやってまいりました、という気持ちではなくてですね、やむなくまたこの場に立ってしまったという気持ちでございます。ええ、昨日までは猛吹雪にもかかわらず、各議員の鋭い質問や建設的な意見に対して、終始にこやかな答弁でございましたが、今日もそうであることを願っております。ええ、さて、先般は合併10周年の行事が盛会裏なうちに行われました。ええ、この10年を振り返ってみますと、ええ、合併時におきましては合併によって分かったいくつもの大きな問題や町村間の違いの調整、新制邑南町としての一体感づくり等、石橋町長には初代の町長として大変であったと思いますが、見事対処されました。ええ、それらは地域が生まれていくための、ああ、それからは地域が生まれていくための邑南町の方向づくり、いずれも多少の反対意見はある中英断を下され今日に至っております。ええ、今までのところ私もずっと見てまいりましたが、大変勉強家がいいことか悪いことか分かりませんが思いついたことはすぐやってみるという実行派であります。改革や新しいことをやるには、ええ、このぐらいでなくてはできなかったなあと今までのところ大変評価をしております。ええ、さて、前置きは大変長くなりましたが、本題に入らさせていただきます。ええ、今回予算の意義と編成のあり方ということについて質問をいたしております。ええ、いよいよ平成26年も大詰めを迎え、27年の予算編成の時期と相成りました。ええ、今まで町民の福祉向上のため執行部、議会共にお互いに立場を尊重しながら、あるいは討論を重ねながら各事業に理解を深めてまいりました。ええ、ちょうどこういう予算編成の、編成が始まろうとするこの時期に、私にとりましては考えられないような事業の展開がいろいろと浮上してまいりました。今回はこのう、今後の予算審議のあり方のこともあり、あるいは議会と執行部という立場のこともあり、予算の意義とその編成過程について質問をいたしたいと思っております。なお、この質問はあくまで議会と執行部の考え方のあり方に対する質問であることを申し添えておきます。ええ、

予算はあくまでも住民全体の福祉を念頭におき、町長の独自の政策に理解をしめつつ、示しつつも予算の歳入、歳出に見積もり等の甘さがあれば、ええ、削減なりあるいは修正を加えながら議会の第一の、ええ、使命と責務を果たすと予算審議の意義の中に書いてあります。そういうことで順を追って聞いてみたいと思います。まず始めに当初予算編成はどのような過程で組まれているかをお伺いいたしますが、簡単にご説明をお願いいたします。

●日高企画財政課長(日高輝和) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 日高企画財政課長。

●日高企画財政課長(日高輝和) ええ、予算と意義と編成のあり方についてのご質問にお答えしたいと思います。ええ、まずあのう、始めに予算の意義でございますが、先程も申されましたけれども、地方公共団体における予算とは、一定期間における収入支出の見積りというものでございます。地方公共団体の事務事業は、計画的に行われる必要があります。歳入される収入の範囲内において行われるものでございます。事務事業を行うには、一定の計画を作りまして、それにしたがって執行をしていく必要があります。したがって、ええ、予算の意義とはその具体的な内容に即して言えば、地方公共団体の1年間の歳入、歳出を数量化して、とりまとめた計画というふうに言えるものでございます。当初予算の編成の過程についてでございますけれども、地方自治法における予算に関する規定は、第211条において、普通公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならないと定めております。しかしながら、法的に予算編成というものを、手続きについて特に定めたものはございません。ええ、しかし地方自治法では地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。と予算編成にあたって準拠すべき指針が示されております。まあ、この指針につきましては、予算編成の説明会等で毎年職員の方にも説明をしているところでございます。ええ、また地方財政法では、予算編成としまして、地方公共団体は、政令の定めるところに従い、合理的な基準により経費を算定するということや、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕そくし、経済の現実に対応して収入を算定するというような指針が示されております。いずれにしても、予算編成の過程について、具体的に定めたものではございません。各自治体の判断により予算編成自体は行われるものというふうにご考えしております。次に、本町における予算編成の大まかな手順、手続、手順についてご説明をいたします。まず、あのう、予算編成の準備段階でございますけれども、普通建設事業、これはまあ、主要事業といえますけれども、及び中期財政計画の策定を行っております。普通建設事業計画は、翌年度以降の5年間で、各課の要望としてどのような普通建設事業、ええ、これは道路整備でありますとか、施設の整備とか、大型の備品の購入など、ええ、を聴き取りをするもので、普通建設事業ヒアリングという形で行っております。ええ、この結果によりまして、緊急性それから総合振興計画等さまざまな計画がございますが、その、それとの整合性、財源確保の可能性などを検討し、どのような事業に取り組むべきかということ町長と協議を行います。それから普通、ああ、失礼しました。中期財政計画でございますが、これは、5年または10年程度の中長期の財政計画を立案して、ええ、これにつきましては県とも協議をします。ええ、普通建設事業計画を踏まえまして中長期的な財政計画を策定するものでございます。現在の計画は平成26年、本年1月に策定したもので、毎年この時期に策定を、見直しを

しながら策定をしております。これらの計画を元に将来を見据えた上で、当初予算編成方針というものを策定をいたします。予算編成方針は、ええ、中期財政計画や普通建設事業計画をもとに翌年度の具体的な予算編成の方針を示します。予算編成方針には町を取り巻く財政状況や予算編成の考え方として、本町の財政状況や、あるいは町長の特別な指示事項などを盛り込み策定をするものでございます。当初予算編成方針につきましては11月の初旬から中旬にかけて発表し、職員に対する説明会を開催します。予算要求の締め切りにつきましては、本年度の場合12月中旬までの1ヶ月間ということで、予算締め切り後にヒアリングを行い、翌年1月中旬ごろまでにはヒアリングを終了させていく計画でございます。その後、内容の精査等を行いまして、1月末にだいたい発表されるんですけども、総務省財政課長事務連絡というのがございまして、ええ、そこではあのう、翌年度の地方財政の見通しあるいは予算編成上の留意事項等、総務省財政課長が通知するもので、ええ、この、これにつきましては翌年度の地方交付税の考え方などが記載されておりました、まあ、あのう、財源として非常に重要であります地方交付税等はその通知のところで判断をするということになっております。その上で、必要であれば再度各課のヒアリングを行い、予算の原案が完成次第、町長査定等を行い予算の原案としていくというような過程でございます。

●三上議員(三上徹) 議長。

●議長(山中康樹) 三上議員。

●三上議員(三上徹) ええ、まあ、だいたいあのう、一応は分かっておるわけですが、まあ、その中にはまあ、町長の独自の方向の戦略等々も大いに含まれながらやっていくのはじゅうぶ、もちろんでありますし、住民からの要望、あるいは課としての中長期的な目標等々が盛り込まれるのはもちろんであります。ええ、さて、まあ、そこまできてヒアリングを行いながら、そこまでくるわけですが、要はそのときにですね、どういう査定基準を持って行っておるかということをお聞きしたいと思います。

●日高企画財政課長(日高輝和) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 日高企画財政課長。

●日高企画財政課長(日高輝和) ええ、査定の基準ということでございます。各課から予算要求がありました事業についてのヒアリング時の判断基準についてでございますけれども、ええ、まずあのう、経常的な経費と、まあ、臨時的あるいは政策的な経費ということで、まあ、あのう、二つに分けて考えておりますけれども、経常的な経費につきましては、ええ、まあ、経常的経費ということで、一定期間反復的に行われる事務事業ということで、本質的な事業目的等については、ええ、毎年、年度間に大きな変化がなくて、多くの場合前年度どおりの予算要求がなされる場合がおおございます。しかしながら、経常的な経費においても住民ニーズの変化への対応等必要であるため、事業の必要性、有用性、効率性などを検討し、住民ニーズへの対応度や投資対効果などに基づき総合的に判断をすることとしております。また政策的、臨時的経費におきましてはその事業をまず、ええ、まあ、マクロ的にふかんしまして、法律に違反していないかというような合規性の観点、ええ、国や県の施策に適合しているかの社会情勢、適応性などの観点から、ええ、必要な事業かどうかを判断をします。またミクロ的な観点では予算編成方針における基本方針の位置づけに適合しているか、本町が抱えている地域課題の解決策として必要な事業であるか等で

判断をしております。判断基準を明確にするために、予算要求書をまあ、各課から提出をいただくわけでございますけれども、その段階で各事業の説明に合わせて、各課で事業の分類をさせていただいております。ええ、それを記号化したものを参考にしながら判断をすることとしております。具体的な手法でございますけれども、各種事務事業を経常的なものと、先程言いました、臨時的なものに分けておりますけれども、それぞれ一応の目安をつけるための順位付けというものをしております。経常的な事業の場合は、まずあのう、AからBまで分類をいたしますけれども、法律で規定されていて町に廃止とか縮小の権限がない事業をA、町の条例で規定されているもので町に権限はありますが、廃止縮小は困難な事業をB、条例によらず要綱等により行っている補助事業や施設の維持管理関係をC、その他事業、当初は臨時的、ああ、当初の計画では臨時的な事業であったけれども事業評価が具体的になされないまま継続している事業とか、目的を達成したものとか、その他の事業をD、というように経常的な事業については分類をしております。次に、臨時的な事業でございますけれども、これは単年度あるいは一定の期間を定めて行う事業、いわゆる政策的な事業もこれに含まれますけれども、順位づけとしましては、アイウエオという形でアからケまでの記号を用いて分類をしております。アでございますが、生命及び財産の保全で緊急対応が必要な事業。イ、法令の改正により予算措置が必須の事業。ウでございますが、重点項目となっている事業で緊急性の高い事業。エとしまして国県等の支出金事業で、先送りが適当でない事業。オとしまして起債対象事業で、先送りが適当でない事業。カとしまして一般財源のみの対応で、先送りが適当でない事業。キとしまして国県支出金事業及び起債対象事業で施策の充実を目的とした事業。クとしまして重点項目となっているが緊急性を要しない事業。ケとしまして上記以外の事業というふうに仕分けをしていきます。ええ、その段階でやはりあのう、特定財源の充当見込みというものが重要でございますので、それらを勘案しまして、事業の決定を行う手法ということをとっております。

●三上議員(三上徹) 議長。

●議長(山中康樹) 三上議員。

●三上議員(三上徹) はい、あのう、そういう規定がありながらやられていることはよく分かりました。その中で一つ、私が今回一番思っておりますことはそういうものを出すまでのですね、まあ、出して特にハード面でございますが、出すまでに、行われた検討、あるいはその見積制度等々はどういうチェックを行っておられますか。

●日高企画財政課長(日高輝和) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 日高企画財政課長。

●日高企画財政課長(日高輝和) ええ、建設事業の予算の段階での見積もりでございますけれども、ええ、予算段階ではあのう、建設事業につきましては、ええ、詳細なあのう、通常設計がまあ、決定されていない場合がおおございますので、ええ、事業費につきましてはある程度概算という形にはなってまいります。ええ、予算の編成段階では可能な限り見積書等の詳細な資料あるいは概算設計というような形のものを、ええ、求めておりますが、ある詳細のものについては、あのう、設計が完了してからということになると考えております。

●三上議員(三上徹) 議長。

●議長(山中康樹) 三上議員。

●**三上議員(三上徹)** ええ、まあ、あのう、概算設計ということでありましょう。それでは続きまして3番目の今までそういういろいろなことをやって来られた中でですね、まあ、執行後、いろんなことを執行してきたわけですが、それが本当に目的に合っていたか否か、あるいはそれに対する予算がそれ正常であったかということのチェックはどのようにされておりますか。

●**日高企画財政課長(日高輝和)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 日高企画財政課長。

●**日高企画財政課長(日高輝和)** ええ、執行後の評価というような形でございますけれども、事業の評価につきましては、まずあのう、統一的な対応としまして、決算の評価ということを行っております。これにつきましては、平成23年度の事業から始めておりまして、それぞれ各課で重要な事業をピックアップして、主要事業の実施状況と評価というシートにまとめまして、決算審査の資料として議会の方にも提出をしております。これまで3回の決算評価を行ってまいりました。なかなか事業評価につきましては以前も質問がございましたけれども、あのう、なかなかできていなかった部分もございますけれども各事業の課題の洗い出しでありますとか、事業継続の必要性などそれぞれ職員の方で検討しておりますので、その意味では意識は高まっているのではないかと考えております。また重点的な事業としまして、たとえば日本一の子育て村推進事業等につきましては、民間の委員さんも含めた組織によりまして事業の評価を実施しているところでございます。ええ、それから予算への反映でございますけれども、各課から提出いただきます予算要求書には、事業の概要や目的、目標、関係法令、課題等をかなり細かく記入していただくようにしております。さらに先程説明しましたように、全課統一的にお願いしている順位付けの手法をとりまして順位付けの基準となる記号を記入していただき、これをすべてヒアリングする方法をとっております。継続事業につきましては、決算評価等も参考にしながら、場合によっては条例や要綱の改正が必要かどうか検討しております。しかしながら、事業の執行過程の検証については今のところ実施できていないのが現状でございます。

●**三上議員(三上徹)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 三上議員。

●**三上議員(三上徹)** ええ、まあ、今のことを聞きますと、まあ、決算の評価、まあ、決算は議会もそれを見て決算で、おお、それでおさまったとか評価はするわけですけども、実際に、そのう、私が願いますのは先程いいま、言われました、あのう、予算を組むときに最小の経費において最大の効果を得るというのが、まあ、一つの目的でございますので、ええ、ほんとは評価としてはそこまで見ていただかなくてはならないと。で、まあ、特にまあ、単年度事業においては単年度ですぐできるわけですので、それはしなくてははいけないし、さらには前々から私も申しておりますように、常にPDAの展開をしていかななくてはならないと、継続事業についてはもう一度評価をしながら、また、ええ、プラン・ドウ・チェック・アクションを常に繰り返しながら大きく大きく発展していかななくてはならないというのがまあ、常でございます。そこらがそのう、まあ、単独事業においてはやはり単独事業で終わってしまうんですから、それはそこではあ終わるんだからそれで一旦よしとなるかも分かりませんが、次にもしそういうことをするときには今回何がいけなかったかというのはそこでしっかり把握をしておかないと、また違う失敗を繰り返すという状態が見

えるのではないかと私は思っております。まあ、そういうことで、まあ、今4番目に挙げておりますが、まあ、今年度において私がまあ、ここへ立ったのもそれなんですけども、今までステップをおうてきたわけですが、今年度の予算執行の中でなんか問題はありませんかと聞いております。

●日高企画財政課長(日高輝和) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 日高企画財政課長。

●日高企画財政課長(日高輝和) 予算執行の中での問題についてでございますけれども、予算執行につきましては、各種の法令、規則に基づいて実施をしております。その意味では問題はないものというふうには考えております。しかしながら、あのう、当初予算で計画をしておりました事業でございますが、そのようなも、それを補正予算で変更しなければならない事業、あるいは年度を繰り越して実施しなければならない事業が多くなっておりますのも事実でございますので、その意味では当初予算での計画自体にやや十分な状況判断ができていなかった部分もあるのではないかとというふうに考えております。

●三上議員(三上徹) 議長。

●議長(山中康樹) 三上議員。

●三上議員(三上徹) まあ、今あのう、課長からお答えをいただいたように、まあ、やむなく補正をしなくてはいけない、あるいはその繰り越しでやらなくてはいけないというようなものができたということでございますが、やはりそういうところは何が原因であったのかいうところをしっかりとつかんでおいていただかなくてはならないということで、まあ、今回がちょうど予算編成時でございますので今回この場に立たしていただきました。ええ、まあ、そういう、とにかく今まで議会と執行部こう信頼をしながら、特に私が非常にうれしいなと思っておりますのは、私が議会へ出さしていただきました20数年前、その頃は、まあ、羽須美の時代でございましたけども、いきなり予算が出まして、いいか悪いかということですね、あのう、出てきまして、これはまあ、私も若気の至りでこれはいかんよというのがいっぱい、いっぱいまあ、自分の思いの中で出ましたので、とにかくまあ、反対しながら、おかしいとか言ってやってまいりました。で、その時にまあ、あのう、思いましたのは、まあ、分からなかった点もありますが、いきなりものが出てきたから分からないのは当然であって、なぜこういうことをするんだというんで、どんどんどんどん反対をやっていったわけでございます。まあ、その時にまあ、今もここに持ってありますが、あの名無しの権兵衛でございますが、ある方からお手紙をいただきまして、もう少し執行部の中に入り込んで、いろんなことが分かりながら、反対ばかりじゃあなしに建設的な意見を言いなさいよと、ええ、まあ、特に羽須美は年寄りの議員さんがおいうございましたので、私が一番若かったので、ええ、何も言わない議員さんがおいいけども、あなたはよく言ってくれのは言ってくれるけども、そういう方法でいきなさいと、今から大いに頑張りなさいということで、激励と叱咤(した)された文章がここにありますが、それを私はまあ、ずっとカバンの中にずっと入れておりますけども、まあ、そういう意味におきましては、あのう、邑南町はよその町村にない執行部と議会がうまくいっておると私は自負しております。それはなぜかと言いますと、常任委員会等々通じながら、執行部がいろんなことを出してくると、それに対して議会もものを言えると、ほいで二つが組み上がっていくんだなという、非常にうれしいその、よそからあんい、今まで非常に、あのう、

うん、どう言いますか、視察がございしますが、よその町村は、ああ、そういうことをしとるんかいうて感心するぐらいの議会です。それで非常に私も今まで非常に安心しとったわけですが、まあ、今年まあ、いろんなことが起きたのでびっくりしとるようなわけがございします。ほいで、特にそこまで何年といいいますか、1年ぐらいずうっとかけながらきて、まだまだものが変わっていつてしまったと、何がそこに問題があるのかというのが私の一つの疑問でございします。そこまであのを、いろんな討論をしながらきたんだけど、まずは予算を出すまでにどれだけのチェックがされとったのか、あるいはどれだけのことが何人で協議されてきたのか、というのが私の思いでございします。いうのはですね、まあ、私がいつも唱えております5W1H、ね、これはとにかくあれですわ、あのを、五つの誰がどこでなにをと、みなさんよくご存じの五つのチェック項目でございします。自分に対する。あるいはな何かものを行おうとするときにこれはできとるかな、誰が言いよるんかな、いつやれ言いよるんかな、何をどのようにしてやれ言いよるんかなというのがそこには全部入るとるわけです。それをそういう予算編成時等々にもものを組み立てるときにしっかりとやっていただいとおかないと、さっき言われた、ええ、最小の経費で最大の効果を得るといことにはならんわけです。ね、金を出せば誰でもいいものはできる。いいかどうかは別ですよ。見た目にいいものができるんだが最小ではないわけであって。だからその中がそういう十分なことがやっておられたか、目的と、本質と目的と手段がほんとに合っていたのかということ、まあ、私はまあ、なぜ今回またこういうことに立ったかと言いますと、ええ、去年頃からずっとこの場に立つとるのはそこばかりへ立つとります。で、議会の中ではスッポンの三上とか、マムシの三上とか言われております。しかし、それはそうやりたくてやるとるんじゃあないん。だからよく分かってほしいなということであ、今回もここにた、ちょうど予算編成時だから立つとるわけです。ええ、一つの問題としてまあ、今回、二つ大きな問題はあるとは思っておりますが、そのひとつの問題としては、まあ、いこいの村改修の問題であります、平成24年頃から耐震問題が浮上いたしましたして、平成25年結果を経て、その耐震結果を経て、改善したい内容が示されました。ええ、その後6回、7回とか6回とか会議を通して、その度にいろんな意見を言ってまいりましたが、そうでなくて、いろんな出てくる、意見を言ったから出てくるんでなくて、内容が次々次々変わったり、なかったものがここへ増えてきたり、非常に疑問を持つ中に平成26年の当初の予算が上程されて可決をみたところでありまして。ええ、その後の26年の可決をみた後から出た問題をここにちょっと列記してみました。二つの大きな問題があります。耐震に対する対策、審査が、ああ、耐震に対する審査がまだ予算が通ってもできていないので、すぐかかれないということが判明いたしました。なんで耐震をやろうとしとったのが、そのへんでできてないかというのが一つです。ほいで8月ごろにならにやあかかれません。ほいで、ええとその25年の、去年ですよ、去年の9月補正において、詳しい詳細設計を出さにやいけんので、予算を認めて下さいということで、予算を出したんです。予算を出したのにもかかわらず、決算をみますと、20万4千円しか使ってないんですよ。2千何万出しとって。しとらんということなん。何のための補正であったのか、予算編成が組むまでに詳細がやりたいということで出したのにもかかわらず、確かにいろんな事業はさっき言われた概算が通ってから、設計を積んでなるん、わかるん、ほいでも予算というものは概算といえども、ある程度は、ね、ならにやいけんと思うんです。だからそれがな

されてなかったのが一つ。もう一つはまあ、これはまあ、他の問題でございましたが、私  
たちも、あのう、理解を示しましたけども、過疎債枠の用途が立たなくなった、これは他  
の方法が有利な方が事業に回さなくてはいけないので、そっちへ回すという、これは私た  
ちも、あのう、理解をいたしました。まあ、それはまあ、全体のがまだ見えてなかったと  
いうことであります。それで、それによってまあ、今年やろうとしたのが来年に回ったと  
いう債務負担行為を行われました。ええ、三つ目には町内業者に発注したために、これ  
を分離してやりたいというのがまた出てまいりました。始めの予定に、まあ、なかったこ  
とですが、まあ、町内業者に出したいというのだから私たちも、ああ、よしよし、町内業  
者に出してくれよと思っておりました。しかし、そのう、分離が耐震関係と増築関係とい  
う部分に、まあ、分離になったわけですが、それが本当は一番大切であろう最初の目的で  
あった公共としての危険を取り除くための耐震予算。入札がなぜか後回しになつとる。先  
に増築の方をやる。またこれおかしげな話で。4番目に発覚いたしました分離発注のため  
の、ためにですね、幸いかどうか分かりません。予算審議の時の内容とですね、予算が大  
きく食い違ったのが見えてまいりました。正直と言えば正直なんですよね。黙っとりゃあ、  
中がこがあなことをしよったのが全然分からんわけです。まあ、たまたまそういうことで  
発覚いたしました。内容としては最初の目的である分離してやった方がといった、耐震補  
強予算、始めは耐震補強だけでも早くやりなさいとぼくは議会の中でも、委員会の中でも  
言いよったはずですが、それが後ろになりながら、とにかく増築、増築というのがきたん  
です。ええ、その予算がですね、昔は1億5千万、5千500万、約ですね。いうたったの  
が今回出とるのに8千600万に、まあ、これ今ちょうど言いよるのはね、うちの議員さ  
んにも非常にそういう不信感がある。だけ、聞きよる人がわからんから、あえて数  
字で言うてくれということだから、ここへ数字を出した。ほいで8千600万に下がりました。  
さらにはそれと同時に、私たちも見に行きました、このへんがわりい、あのへんがわ  
りいいう要望がありました。その古くなった設備やら屋根やらエレベーター等を直すのに、  
1億500万かかると出ております。これが7千300万円になりました。合わせて1億  
200万もの見積もり違いが発覚いたしました。これだけのことなら早くやりなさい言  
うとったの、ほんとはようやりゃあえかった思うん。どんどんどん見積もりの、ねえ、  
積算をしてこのぐらいのことならできた。ほいでそういう見積もり違いが、まあ、今回分  
かったわけだ。ええ、こんなに多くの見積もり違い、安くなったといえは大変うれしいこ  
とであります。一面非常に重要なことでもあります。ええと、さらにですね、ここまでや  
らなくてはならないかと議論をしました別棟の風呂、宿泊ぞう、宿泊棟等々、増棟連の予  
算関係がですね、ええ、約2億4千万というのがまあ、出とったわけですが、その関係で。  
今回金が余ったかどうかしりませんが、今度はそこに5千600万円上乗せになつとる。  
予算の中でですよ。それが非常におかしい問題じゃあないかと。要は始め、いやいや、わ  
しらああれこらえとったんだと、そのもうちょっとええのを作って欲しかったけど、こら  
えとったんだ、ほいで今回予算が余ったけそっちへつぎ込んだいう、言われりゃあそうか  
も分からん。しかしねえ、ほいじゃあ、目的に達せんようなものを、まあ、金がないけ  
ここで我慢しょう、しとったんかということは、目的意識が足らんのですよね。本当にや  
らう思うたら、議員さんを説得してでもそれぐらいのことはせにゃあいけん。あるいはそ  
ういうことを示したということをやつてこにゃあいけんの。ね、わしやあ、まあ、ここへ

ずっと書いとるけいいよるんです。ええとまあ、こういう見積もりの甘さやら、もう一つですね、この5千何万こっちいったとか、こっちいったとか言いますが、簡単に言うが、ほんとの予算の中で言えば、款内は移動できんぐらいの厳しいところがある。予算上認められたものは目についてもいけるけども、款をとおしてはいけないということもある。これは款でなくて節だから、大きな大きな予算でありながら、6億なんぼというのが節へポーンとのつとるから、その中自由にできるという解釈なのかもしれませんけども、要はもしこれが単独事業だったらよ、5せん、5千何万。分かるです？。5千何万の単独事業だったら議会の議決を得にゃあいけんいうようになつとる。これはなつてないですよ。これはなつてない。それは節の中だから。しかしそのぐらいの価値があるんだよということなん。それが簡単にこっち行ったり、あっち行ったりするようなもんじゃあないよということが言いたい。ほいで、もう一つですね、そういう大きな食い違いが出た、こりゃあ反省してもらわにゃいけんのだが、その食い違いが出たこれをですね、うちの総務委員会は1年間これをなんだかんだいうて議論してきたんですわ。それを元に。でそれなんだつたんならということになるでしょ。もしかそこが、たとえばこりゃあもうちょっとええがいにしてほしかったんだとか言うてもですよ、そこまでの訴えとか、そういうことがなくて、今回いろいろなこと聞きました、なんで変わったのか。ほたらねえ、なんかわしもようわからん。風呂を半分にしたら掃除が早うなるとか、後から公衆浴場は便所がこのぐらいなけりゃあいけんとか、分かり切ったことでしょう、始めからって言うたです。だからそういうものがね後からついて回るということが、検討されてないということなんよ、わし、わしばっかり長う言いよるけども、最後にその答弁を求めよう思うて、皆さんにこういう状態じゃあいけんいうことを言いよるんよ。で、要はあのう、もう一つね、別な観点からわしが言います。単独事業だから。7億6千万、ああ、ごめん、6億9千万。この中でやります言うた、設計を含めてやりますいうとるのを、設計は今別になつとるんだだけえね。先に認めとるんだ。だったらほんとは7億1千万かかつとる。1千何万。で、もうそれはしょうがないとしても、これをどこ、どこで、だれが、どのように検討したかということが、わしあ、その課を攻めとるんじゃあない、執行部そのものが、みんなで、そのう、見たかと、そこを。言いよるんですよ。もし、こないだまあ、聞いたですよ、前の一般質問で。ほしたら、担当者と設計屋とまあ、アドバイザーぐらいか、ぐらいがやりました言うた、3人、まあやったんでしょう。だがねえ、うちの町予算のですよ、一般会計に職員の数で割ったらね、この事業に12人かかっているんです。そのぐらい大きな町民の金なんですよ。それがかからずに今こういうゴタゴタゴタゴタしとるということに対して言いよるんであって、私はね。だからまあ、そういうもう少しそういう予算審議、審議というか全体で議会へ出して来ていただくときに、今までも私信用しながらやってきましたよ。だけ、今からも信用してやりたいとは思いますが、なん、何かね、そのへんをもう少しあのう、十分いろんな場を持ちながら、ほんとに大きな予算であれば、ほんとにこれはいいんだらうとか、やっぱり私はやってほしいなということが言いたいために、今回、あのう、出しとるんですよ。出すから、もう一つの観点からいきますと、どう思うとられるかいうのをもう一つほど聞いて下さい。ええ、今回のことでもう一つ思うのは、全ての予算がこうであるとは思っていません。しかし事業の目的に対する予算の甘さ、ええ、その後なんともなるという、要は予算消化型流用方式、まあ、よう県やら国からもろうたら返すのは

もったいないけ、使おうやと、なんか使わにゃいけんでいうのもあるんですよ。特にこりゃあ町予算の、ね、起債をして借る分だけ、もろに町の借金です。それなんぼ後から交付税くるといいながらもなんぼかは借金になつとる。で、国の国権からきても目的のないもので次へ使うとなんでもない借金をしよるということなんで、だけそれを、わしゃここ、あえて予算消化型流用方式と。だけ、こういうことがあってはならないとなということで、予算を作るときにほんともう少し審議を加えていただきたいと、ここまで長く話しましたが、これに対して、ええ、まあ、課長なり町長の答弁を求めるところであります。

●日高企画財政課長(日高輝和) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 日高企画財政課長。

●日高企画財政課長(日高輝和) ええ、先程も申しましたけれども、あのう、議員ご指摘のように、当初予算を調整する段階での見込み誤りとか、途中で修正を加える必要が生じた事業ということで、これらにつきましては、当初予算査定段階で十分な状況分析がこれできていなかった部分があるということで、反省をしておるところでございます。要因につきましては、あのう、状況分析ができていなかったというのが一番ではあると思いますけれども、あのう、繰り越し事業につきましては、あのう、昨年度の災害復旧に、ああ、失礼しました、災害がございましたので、その災害復旧の関係で、ええ、建設事業者の確保もそうですけれども、ええ、設計管理等にあたっていただき、測量設計事業者の確保も予想以上に厳しい状況でございまして、詳細設計が遅れたという点はあるとか思っております。まあ、これにつきましてはご理解をいただければと思います。ええ、それからあのう、建設事業が非常に多くなっておりまして、詳細な検討が加えられないというケースが非常に増えてきております。ええ、これにつきましては、あのう、国の補正予算での対応ということで、臨時交付金というのが、まあ、毎年のように出ておりまして、ええ、これはあのう、平成21年度、実質平成21年度からでございますが、ええ、本年までで21億円あまり国の交付金がくる事業がございまして。これらはほとんどが建設事業に対して交付される、まあ、経済対策というような観点で交付されるものでございまして、ええ、自主財源が厳しい邑南町にとりましては、大変ありがたいこととございまして。しかしながら、先程おっしゃったように、この予算消化をしなければならないという観点からでも、使わなければならないということがございまして、ええ、やはりあのう、今まで先送りをしなければならないような、かい、施設の老朽施設の解体でありますとか、ええ、施設の大規模修繕とか、ええ、こういう事業に大変多くの交付金をいただきまして、ええ、この交付金のおかげでまあ、逆に言いますと、あのう、単独のこの今回出しておりますような、いこいの村事業の方も着手ができたというふうにも考えております。ええ、ま、これらの交付金は、につきましてはほとんどが次年度中、あるいは、あ、年度中あるいは次年度中に完成させなければならないというような条件が、ええ、ついておりまして、あのう、まあ、その点では非常に、あのう、検討をする時間が少ない事業も多く、まあ、それまあ、あのう、状況判断ができなかった理由にはならないかもしれませんが、そういつたあのう、臨時的な事業が非常に増えてきているということもですね、一つあのう、なかなかあのう、検討ができずに途中で計画変更しなければならないような事業が増えてきているというような原因にはなっておると思っております。あ、それからすいません、ええ、大規模な事業につきましてはでございますけれども、あのう、これまで予算編成の段

階では先程言いましたように、詳細な資料をできるだけ求めるということでございますけれども、なかなかあのう、そういうあのう、資料を求めることができていなかった部分もございます。ええ、本来でありましたら、大規模事業につきましては、あらかじめ、あのう、調査費というようなものを計上しまして、基本的な事業費の制度を高めていくことが必要であろうと考えております。まあ、あのう、調査費というものに対しましてはほとんどの場合、地方債の対象にならないということもありまして、ええ、できるだけ、ええ、一般財源を捻出しようということで、ええ、調査費のところには予算をかけずにできることを、まあ、やっておりますけれども、やはりあのう、大きな大規模事業につきましては先般常任委員会でも9番議員さんもおっしゃいましたけれども、ええ、しっかりとした調査費を計上しまして、精度の高い予算措置をするようにしなければならないというふうには考えております。

●桑野副町長(桑野修) 番外。

●議長(山中康樹) 桑野副町長。

●桑野副町長(桑野修) ええ、厳しいご質問をいただいております。ええ、これまでの特にいこいの村に関係してのことでございますけれども、ええ、協議説明が不十分ではないかという点。それから変更が大きく、大きいものがあるといった点をご指摘いただいたというふうに思っております。ええ、確かにこのいこいの建設につきましては、ええ、いろんな段階は踏んできたというふうに思っております。特にこうした大型の事業でございますので、設計に着手する前には廃止なのか、改修なのか、新築なのかとかそういった段階から、ええ、ご相談を申しあげてきたとこでありまして、ええ、そして、最終的に設計、まず設計を組まさせていただきたいということで、補正予算で予算計上をさせていただきました。ええ、その時にいろいろ、まあ、どの程度の規模になるのかとかそういうような話があったわけでありまして、その時点でやはりこれだけの大型の事業となれば、ええ、ある意味で、私はその時に特別委員会でも設けていただいて、委員のみなさまと一緒にこうやっていける方法も考えておりますという考えをお示ししたと思っておりますけれども、その段階でまあ、特別委員会まではということ、まではなかったもので、常任委員会の方に、ええ、協議をお願いしたという経緯がございます。そして、まあ、今の質問の中で事業が遅れて2年にまたがってしまったという部分でありますけれども、一つはですね、大きな要因としては、これはまあ、過疎債を利用してやる事業ということで、実はまあ、あのう、県にだいたい年間の過疎債のハードの枠が160億ということで、ええ、他な市町村にも相当の額が必要になっておるといふところもあって、年度分けようという県の方の指導もあって、町の配分が少しあのう、抑えられたという、った点もあって、年度が非常に、あのう、あれですけれども分けざるを得ない状況になったといったところがございます。それから設計の中で、あのう、いろいろ変わったりとかした部分があるわけですけれども、ええ、どう言いますか、まだ設計を組んですぐ間もなくで、まだどういう内容で細かい設計を組む前の段階のところで私の思いとすれば、ええ、6億9千万という、そのう、総事業枠の方が先にコンクリートされてしまって、その中でなんとか設計をやらなきゃいけないというので、まあ、設計事務所の方も相当苦勞をしたというふうに、私は考えておるところでございます。ええ、そういうところで、まあ、あのう、少しその言われたように、コンクリートされたものでも十分協議を、説明を行えば増額も可能であったとは考えており

ますけれども、まあ、できるだけそのコンクリートされた枠の中で納めたいという思いから、なかなか、時間がかかったということもございます。ええ、それから、ええ、耐震設計の方が急ぐ事業であるので先にやるべきではないかというご質問でもあったと思いますけれども、ええ、耐震の入札の方が後回しになるといった状況につきましては、実態としては並行で行っていく必要がある事業であります。ですから、ええ、この入札が、ええ、耐震、ああ、新築のと言いますか、増築の方の部分の入札が終わり次第にすぐに耐震の方も入札にかけるといったことを考えておまして、ええ、これは一つの理由には、ええ、これ4億以上の大きな事業になってきますので、一本に出しますと、あのう、ランク付けで言いますと、ええ、県のレベルのAのランク付けを、まあ、頭に持って来たJVを組む必要がありますけれども、できるだけこうした事業は町内でできるものであれば町内で行いたいということで、ええ、あのう、増築部分、耐震部分、分離をいたしました。ですからまず大きい方の耐震の発注が終わって、ええ、残ったところで、ええ、耐震の、ああ、増築の方の業者でない業者の方に耐震の事業を受けていただいて多くの関係の業者さんにやっていただきたいという思いでおりますので、実際の工事は設備工事のように、ええ、配管等必要で両方の物に共通するものがあります。空調関係であるとかそういったものを、パイラー関係なんかを共有して使いますので、ま、そういったところでそれは、ええ、同時に並行して事業を行うので、結果的にはこれは分離発注と言いながら同時進行というふうに理解をいただければというふうに思っております。それから、ええ、あのう、予算消化型の流用執行といったことも言われました。ええ、確かにこれは流用について、ましては監査委員さんに常にまあ、見ていただいて了解を得たものが、あのう、認定をされておるということを申し添えておきたいと思えますし、ええ、今予算消化型といった予算執行というのは現段階でそれほどの町に余裕がないというところも理解していただきたいと思えます。ですから、予算を消化のために、あのう、というのは昔はあったかもしれませんが、現段階ではそういったことは行われておりません。特に予算が消化されてない、未執行のものがあったとしても次の年度の予算査定にそれを影響させるといったこともありませんし、それから実際に自由に使える一般財源経常収支利率が95%という状況に、今財政状況にありますので、できるだけ節約をして残せるものは残して執行するという体制で今予算の執行を行っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

●三上議員(三上徹) はい、議長。

●議長(山中康樹) 三上議員。

●三上議員(三上徹) ええ、だいたいあのう、理解しとるとこはしとると言ったつもりですが、またそれを説明いただきましたけども、あのう、要は先程もう一つちょっと違うのは特別委員会をとすることはありました。私も覚えております。ただ、特別委員会をしようがそう、総務委員会をしようがおんなしことだという判断から総務委員会になったわけでございまして、ほいじゃあ総務委員会の方がランクが下かと言われたような気がいたしますが、そうじゃなくて、特別委員会を開いても、ほいで特別委員会の中でワアーワアーワアー、もう一旦ここへ出てきたもんなんですから、物が。3月の時点にその前に特別委員会を開くいうんなら分かるが、出てきて、出てこうかとする、ねえ、段階で今コンクリートされたと言われましたが、コンクリートされるまでもうちょっと協議をしようというても、総務委員会でも協議はなんぼないとやりゃあできるんよ、だから総務委員会で

やろうと言っただけであって、あのう、決してそれが、ねえ、特別委員会を拒否したのが議員でも、私はないと思っております。まあ、そういうことで理解するところはしておったんですが、一番流用型と言いながら、まあ、今回1億のが、まあ、いろんなところへ回ったんですが、その1億というのはやはり何かといやあ、町民の金なんだよということをよくよく分かったといほしい。さっき言うた最小の経費で最大の効果を上げると言うんなら、もうそこで粛々と下がってその余ったのをこんだあ、どう町民のために使うんだというところへ行かないと、それまではまだ、ねえ、協議が不備だったからそこへ使わせてほしいというところ、おかしいんじゃないのと、考え方がね。いうことが私の言いたかったところなんです。だけそれまでに十分審議をしていこうじゃないかということが、まあ、今回の私の着眼であります。まあ、あのう、予算審議の眼目として議会はですね、見積もりの甘さや、あるいは起債額、全般にわたって広く住民の立場に立ってですね、削減や修正を加えることは使命であるとうたっております。この中に。あのう、必携の中にね。ええ、どうかまあ、このことを踏まえてですね、27年度の予算編成を住民のためになるべく経費の少ない中で効果が上がるような、あのう、予算編成をしていただきたい。私は町長、そのやりたいこと、わしゃあ、大いにやってほしいし、そうでなかったら邑南町は生き残れんと思いますんで大いにやってほしい。ただそこは十分説明のつくことで、ね、あのう、前へやっぱり進もうじゃありませんかということをお願いしたい。町長なんかあれば、なければこれで終わります。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) あのう、最小の経費で最大の効果をということが一番のやっぱり予算執行での一番大切な点ではないかと思えます。まあ、そういうことを考えてみますと、確かに今回のいこいの村のことについては当初の段階で私どもの確かに詰めが甘さがあるということは、まあ、反省をしなければならんなあというふうに思っております。しっかりそのう、最初の段階で我々執行部はたたいて、たたいて議会にまず提案をして、途中であんまり変更がないような形で今後反省しながらやっていきたいなと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

●三上議員(三上徹) 議長。

●議長(山中康樹) 三上議員。

●三上議員(三上徹) はい、まあ、そういうことで、ええ、まあ、今回また新しい予算編成が行われますが、また次の辰田議員が予算編成についてやりますけども、あのう、いい予算編成ができて住民が喜ぶますようお願いをいたしまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

●議長(山中康樹) 以上で三上議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午前10時45分とさせていただきます。

—— 午前10時30分 休憩 ——

—— 午前10時45分 再開 ——

●議長(山中康樹) 再開をいたします。一般質問順位第10号辰田議員登壇をお願いいたします。

●辰田議員(辰田直久) はい、議長。

●議長(山中康樹) 10番、辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) ええ、12番辰田でございます。ええ、1年経つのも早いものでございまして、今年もあと残すところわずかとなり、そして今回の12月定例会もこの一般質問、私で最後ということでございます。ええ、昨年は、ええ、議会の方で提出しました、あのう、乾杯条例、これ1年経ちました。ええ、酒蔵さんに聞きますとお陰で少しは酒の消費量もあがったということ聞いて少しは安心したところでございます。ええ、そして、ええ、今日のまた晩酌にでもおいしい地酒が飲めることをそしてまた来年に期待が持てるような答弁をいただくことを期待いたしまして質問に移り、うつらさしていただきたいと思ひます。ええ、今回私は来年度の予算そしてまた新規、継続を問わず、ええ、そういった、各課の考え方についてお伺いをしたいとともに、まあ、今回の定例議会で議員のみなさんから出とる質問も、やはり農業、定住そして住民自治を含めた地域活性化、そして食と農の産業振興など、そういった方面にある程度集中しているところがあるように伺いましたが、やはり、ええ、10年を経過し、今後のそういった道筋を確認したいというような意味ではなかったかと思っております。そこで、ええ、平成27年度の予算や事業についての計画が進められている時期と思われませんが、ええ、現時点においての各部署での新規継続を問わず、その主たる事業の基本的な方針と目的についてお伺いをいたしたいと思ひます。ええ、ここではあのう、特に定住促進課、商工観光課、ええ、福祉課、学校教育課に、ええ、絞らせていただきましたが、まあ、あのう、今回まあ、1回ぐらいは答弁台に立ちたい課長さんもおられるかもしれませんが、時間の都合上致し方ないことで集中するところもありますが、四つの課には白羽の矢があたったと思ひて、ええ、前向きな答弁をお願いをいたしたいと思ひます。それぞれの課でやらさしていただきたいと思ひますので、最初に定住促進課からお願いを申し上げます。

●原定住促進課長(原修) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 原定住促進課長。

●原定住促進課長(原修) 主たる事業の基本的な方針と目的についての説明ということで、ええ、定住促進課からは文字通りあのう、定住を促進するための諸施策を実施するものがありますが、多岐に渡りますので具体的に申します。まず一つ目に矢上高校の教育振興というのがございます。矢上高校の教育活動を支援し、地域に根ざした魅力と活力のある学校づくりを推進するため、矢上高校教育振興会に補助金を支出して、支援するものであります。二つ目に町営バスの運行時業というのがございます。高校生の通学をはじめ、高齢者の通院、買物など生活に必要な移動手段を確保するため、町営バスの運行を実施しております。三つ目に地域コミュニティ再生事業。少子高齢化が進み、地域の担い手不足、集落の活力低下、機能低下が危惧される中、活力ある邑南町であり続けるため、地域マネージャーを配置し、集落を越えた地域運営の仕組みづくりを目指すものであります。今年度は6団体に取り組んでおります。四つ目に集落振興対策助成事業というのがございます。定住促進に必要な不可欠な要素である住まいの整備にかかる経費の一部を助成し、定住を促進するというもので、3世代同居や対象集落への居住に対して、建築費や修繕費の一部に補助金を支出しています。また、空き家改修事業では、UIターンが目的である場合の登録された物件の改修に対して、補助金を支出しております。五つ目に自治振興事業。自治会が自ら地域のさまざまな課題を共通の課題として認識し、協同して解決する活動を支援

するもので、39の自治会に補助金を支出しています。最後に六つ目で、ええ、賃貸住宅建設補助事業というのがございます。民間の活力を導入して、新たに低コストな賃貸住宅の建設を促進することで、定住対策を図ることを目的に、建設費に対する補助を実施しているものでございます。

●辰田議員(辰田直久) 議長。

●議長(山中康樹) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) まあ、あのう、今説明がありましたように、ほんとに数多くな重要な部門について担当されている課でございます。まあ、あのう、来年度その数字的なものはまだ今から積み上げていろいろ精査し検討されることだと思いますので、ええ、詳細については、まあ、今お答えにはなれないと思いますが、まあ、あのう、事業について今までの事業を継続する上で、まあ、少しばかり提案をさしていただければと思うんですが、まあ、あのう、定住促進課、このう、読んで名のごとく定住を促進しようとする課が一番前に出てくると理解するわけなんです、あのう、まあ、いろいろUIターン者が何人増え、社会動態があれ、それから起業された方とかいろんな意味での数字が出てくる、そりゃあまあ、ええ、積み上げられた努力の結果、そういった数字も出てくるわけですが、私はあまり数字に、あんまりこだわらずに、その時の状況、状況でやっぱりマイナスも出るときもあれば、プラスになるときもある。しかしながら町民そして行政一体となってそういった方面で努力をしているんだということが、一番大切じゃあないかと思うわけです。それはまあ、一言に言えば難しい理解かもしれませんが、私なりにその邑南町らしい、ええ、あのう、定住促進、とにかく、ええ、生え抜きの方も後から来られた方もこの町を大事にしようという思いがあれば、ああ、永久に住んでいただけるような気もするわけです。まあ、そんな中であのう、一つの一例として、まあ、住宅と保育料の面を、まあ、ちょっとかみ合わせて考えてみたんですが、ええ、以前あのう、私どもが、あのう、ほんとに子どもを持って保育所に行かしている時期は、やっぱりあのう、同居世帯が多く、ええ、保育料につきましてもいっ、あのう、一軒の家の所得に対しての保育料だったので数万円かかった、あのう、時代がありました。それがまあ、ええ、この邑南町になってからは、あのう、そういった子育てを推進していく上で、第2子以降がまあ、無料となって、大変そのう、子どもさんを育てる方にとっても喜ばしいことだと私は思っております。まあ、しかしながらそういった中で、そしたら住宅とどう結びつけるかと言いますと、あのう、今、ええ、定住課の事業の中に、まあ、民間賃貸住宅とかそういった核家族化を推進するような住宅的なものがどんどんまあ、建てる、これも必要なことではありますが、私はもう一つ原点に帰っていただいて、ええ、今相当若いおじいちゃん、おばあちゃんも家におられる環境でございますので、まあ、あのう、一緒に住んでいただくことを推奨することによって、まあ、福祉面では今在宅介護を今度はやっていこうじゃあないかというような方針もあります。そういった面を全部網羅したときに子どもさんもある程度だいたい、よく言われるのには3歳ぐらいまではやっぱり親とか家族の愛情を注いだ方がいいよというような例もあると思います。そういった形で、あのう、住宅も以前からいろんな議員さんが言っとられますように、そのう、二世帯、まあ、ある程度同居される住宅へどんどんそういった改修費用とか増築費用の面で支援をしてあげた方が私はあのう、そういった面にプラスに働いてくるんじゃないかというような気がいたします。まあ、そういうことに

よって、ええ、お母さん方も安心して、ええ、親に子どもをあずけて、ええ、就業の機会も増えてくるような気がいたします。まあ、そういった面で、ええ、そういった考えを来年度の予算に、まあ、反映させていただければ、ええ、私はうれしい限りですが、まあ、あとはあのう、定住といえば、そのう、今おられる元々おられる邑南町民の方以外に、やっぱりいろんな事業、そういった、の関係で来られる若い方たくさんおります。まあ、この前も1番議員の話にありましたように、せっかく来ていただいたんだが、そういうある程度のなんか事情があつて、ええ、帰られたとかいうこともありました。その中で、まあ、そりゃあ観光協会がやっておられた形の方だったかもしれませんが、あのう、やはり仕事を持たれる限りには誰もがやっぱり、あのう、障害にぶち当たるときがあるわけですが、こんだ、それを、それをフォローして頑張ってもう一回我慢して一緒にやろうじゃないかという意味のものはやっぱり周りやら地域やらのもんがフォローしてあげて、少々いやなことあったけどあのう、頑張つてよかった、やっぱり、ええ、この町を、町を知っていただいて住んでいただくことが、あのう、定住につながるような気がするわけです。まあ、そういった、まあ、面もやっぱり今後は、あのう、定住の頭においていただいて地域とのつながりも考えていく必要があるんじゃないかと思ひます。まあ、以前、ええ、香木の森研修事業というのがあつて、まあ、その方たちも結構外へ出て、ええ、地域の方とほんとと一緒に食事をしたりとかいっぱいありました。まあ、その結果かどうか分かりませんが、残っていただいた上に、あのう、結婚されて、ええ、子どもさんをたくさん誕生さしていただいたという経緯もあるわけでございますので、やはり何年か住んでいただかないと本当のその地域の良さというものはわからないような気がします。その点をまあ、定住課として、ええ、まあ、これはソフトの面になるかもしれませんが、そのへんをもう少し、ええ、考えて政策を打っていただきたいということ、それともう一つは先程課長さんも、あのう、定住課の仕事をれっ、ええ、たくさん言われましたが、まあ、確かに子育てとか定住対策、まあ、視察対応の多さからみればすごい分かりますし、それから生活交通、三江線の関係、矢上高校の振興、そいで住宅や職場の紹介から先程問題になっておりましたいこいの村の改修問題など、ほんとにあのう、議会答弁に出られる回数もおいいほど、それだけ仕事が多岐にわたつて、ええ、その上また重要な部署だと思ひんですが、そういった意味では、あのう、逆に一つ一つを充実した施策が打ち出されるだろうかという逆に心配もするところでございます。ええ、もう少し他の課で分担できるところは、あのう、すべきではないかというような点もあるんですが、まあ、課長の立場からいうのは難しいかもしれませんが、どう思つて、自分ではどう感じておられるかということも併せて、以上2点のことについてお伺ひいたしたいと思ひます。

●**原定住促進課長(原修)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 原定住促進課長。

●**原定住促進課長(原修)** ええ、まずご提案のことですが、三世代同居の推進、これはほんとにあのう、幼少時の子どもたちにおいて、ゼロ歳から3歳までの間におじいちゃんと一緒に暮らしておじいちゃんの知恵を受けながら育つことは非常に有効なことだというのは、そういった説も流れております。したがつて当町でも、あのう、三世代同居をする場合の改築に対して補助金を出しております。もう少しPRが足らなかったのだなあとと思ひますので、この部分はまた広げて説明したいと思ひます。それともう1点地域とのつな

がりを持つべき、移住者に対して地域とマッチングすることの重要性、これは十分感じておられて、故に今年度お二方の定住促進支援員さんというのを任命しまして活躍いただいております。なお、今後もそういった議員さんの思いをぜひ町民の方へ広げていただいて、町内至る所でそういった移住者を受け入れる風土というか、感覚を出していただければと思うところです。ええ、最後に業務量の多さについてですが、ええ、大変職員課員が有能で一生懸命頑張ってくれてますので、いろいろ落ち度もあるかもしれませんが何とかやっていけるとは感じております。

●辰田議員(辰田直久) はい、議長。

●議長(山中康樹) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) まあ、だいたい分かりましたが、まあ、そういった面を考慮に入れて事業の方は、あのう、やっていただきたい。それからまあ、今の事業が多くあるのを頑張ってるというて、そりゃあ、当然のことでもありますし、やってもらわなければ困ります。まあ、ただ、ええ、課長さんもずっとその場におられるかどうかは分かりませんので、まあ、いろんなことを精査した上で、やはり時代も変わることでありますから、それも加味しながらやっていただければと思っております。ええ、続きまして、あのう、商工観光課の方お願いをいたします。

●日高商工観光課長(日高始) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 日高商工観光課長。

●日高商工観光課長(日高始) ええ、商工観光課の方からご説明申し上げます。まず、平成23年度から5年間の計画で取り組んでおります農林商工等連携ビジョン、ええ、これは、平成27年度、来年度が5年目の最終年度ということになっております。したがって、この基本理念となるA級グルメ立町の考え方である、ここでしか味わえない食や体験ということを通して、数値目標を掲げております食と農に関する起業家5名、それから定住人口200名の確保、観光入り込み客数100万人の実現のうち、達成できていない定住人口200名の確保ということ、それから観光入り込み客数100万人、この実現に向けて来年度、最終年度ということで、施策を展開していきたいというふうに考えております。次に、商工観光課としての地域おこし協力隊の来年度以降の募集についてでございますが、来年度以降は耕すシェフの研修制度に絞って、調理専門学校等からの人材確保を進めております。既に来年4月から新たに5名の耕すシェフの内定が決まっております。ええ、この研修終了後の定住及び起業に向けて、国、県、あるいは他の市町村及び民間の企業さんなどと連携してさらなる支援体制を構築して、担い手の育成を図っていきたいというふうに考えております。ええ、最後に商工業の振興につきましてでございますが、今年度26年度から新規事業として取り組んでおります邑南町農林商工チャレンジ支援事業というのがございます。ええ、この事業、非常に利用が多くなってございます。したがって、継続して実施をさせていただきながら、ええ、町内の中小事業者の新商品の開発であるとか、販路の開拓などに、積極的な事業展開を引き続き支援をさせていただきたいというふうに考えております。

●辰田議員(辰田直久) はい、議長。

●議長(山中康樹) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) ええ、今課長の方から現段階での3本柱の事業について、まあ、あ

のう、説明をいただいたわけですが、あのう、まあ、それぞれ、まあ、言いたいことはあるんですが、まあ、時間の都合上、まあ、A級グルメの、にいろいろと今回も質問が出たんで、そのへんをちょっと補足と言いますか、聞いておきたいことがあるわけなんです、まあ、あのう、A級グルメ事業、あと1年というところまできているように聞いておりますが、ええ、目的を、当初の目的を達成したならもう、来年度で終了されるのか、それともまだ道半ばであるからもう少しやってみなければいけないのか、それとももっともっと町の今後の産業発展につながるためにもっと盛り上げていくのか、そういった考え、そしてもう一つは、あのう、各議員さんの質問の中の答弁に、ええ、町民にメリットや理解、町民にメリットがあるように、そしてまた理解がいただけるような努力をしていくんだという答弁は、時々聞くんですが、具体的にどうやっていくんだということを示していただくことはできないでしょうか。それ2点についてお伺いをいたします。ええ、それからあのう、日高課長は熱心なことはよく分かっておりますので、あのう、答弁は短めによろしくお願いいたします。

●日高商工観光課長(日高始) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 日高商工観光課長。

●日高商工観光課長(日高始) ええ、まず農林商工連携ビジョン、A級グルメに関して来年度で最終年度ということですのでその後ということについてのご質問でございます。ええ、まあ、数値目標を掲げております。来年度に向けてこの体制に向けて努力はいたします。ええ、まあ、結果として、ええ、5年の計画は終わるわけですが、議員さん先程おっしゃっていただいたように、まあ、27年度いろいろ5年間の総括をいたしまして、ええ、基本的には産業振興のためにこの農林商工連携ビジョンを作っております。ええ、その中でA級グルメを核にして進めてきておる事業でございますが、ええ、27年度で一定の5年間の成果は現れてくると思っておりますが、ええ、その結果を見ながら、引き続き食と農に関することの事業は進めていきたいというふうに考えております。ええ、それからA級グルメのその具体的な部分でのご質問だと思っておりますが、ええ、ある程度の情報発信ということを当初外向きのですね、ええ、情報発信に努めてまいりました。そういう意味では、ええ、まあ、再三申しあげておりますように、いろんな意味でマスコミにも取り上げていただいたり、視察も大変おとうございます。そういう意味で外向きの発信については一定の成果があり、今後は町内のみなさん、ええ、あるいはまあ、そういったところがメリットを感じられるような施策ということになっていこうかと思っております。これにつきましては、あのう、やはり食と農に関する部分で言いますと、生産、加工、販売、まあ、調理、販売というようなところにつながって行く中で、ええ、やはり本町の基幹産業である農林業のところ、ええ、具体的なみなさんへの波及効果と言いますか、メリット感があるような部分については、やはり農林商工連携ビジョンの中で、ええ、農林部門ともあるいは商工部門の中で検討して行って、ええ、目に見える形につなげていくためには、やはりそのう、第一次産業である農林の部分の充実していくことが重要だというふうに考えております。

●辰田議員(辰田直久) はい、議長。

●議長(山中康樹) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) まあ、あのう、A級グルメについて、あのう、町民の理解が遅れているというのは、まあ、最初の段階で、そのう、A級グルメというのが高級な食べ物とい

うイメージが植え付けてしまったこと。そして地元の飲食事業者を中心とした商業者への説明が不足していたこと。そして、あのう、町民が参加したくなるような、まあ、メリットとか魅力が不足していたように私は思っております。しかしながら、それを徐々にいろんな事業を通じてでもばんかいをしていく、おかれている努力は確かに認めますし、あのう、大変大事なことだと思えます。まあ、そういった中で、ええ、まあ、外の来客も確かに必要ですし、町のアピール効果もあるので、ええ、良いと思うんですが、まあ、もっと話題性というかこうなっていけばいいというのは、まあ、町民自体がその、あのう、A級グルメという誇りをね、毎日町民が消費するが、町民がそのA級グルメを食べとるような町になると、逆にあのう、いいんじゃないか、そいで、またそれは地産地消にもつながることですし、まあ、あのう、経済効果やそのう、にもつながってくると思うんですが、まあ、この前あのう、美郷の道の駅の、そのう、グリーンロード大和の関係でまあ、バイキング方式ですがこれも民間の方の出資で会社を立ち上げられて、ええ、中央高校の生徒も参加しながら、ああ、まあ、とにかくこれは地元の、まあ、やはり地産地消も兼ねた形になると思いますが、こういうものを立ち上げられて、ええ、まあ、一般的に考えたら確かにこういった形の方が町民には、あのう、とらわれ、捉えやすいし、やっぱり民間も参入しやすい点もあるわけなんですけど、まあ、来年でいちどの、一応の期限をくる、がくるA級グルメ事業ならせかくそこまで築いたものを、こんだあそういったいろんな意味で発展性を持たして、地理的には私、この邑南町の方がそういった道の駅にしても、よそから入ってこられる方、そこから人口から考えても、高校もありますし、そういったものを取り入れていくことによって、ええ、ああ、あの時A級グルメ事業をやった結果がこうなってきたんだよということも後世にまたなるかもしれないので、まあ、そういった幅広い視野を持っていただいて、そういうこだわりも大切ですが、他の意味でのこだわりをなくしてやっていっていただくことも大切じゃあないかと思っておりますので、ええ、その点をお願いしておきたいことと、それとやはり今時代が時代でいつも言うことですが、ええ、通販とか都市部に出て買い物される体質が見られるわけですが、これはもう町の職員の方も我々議員もそうですが、できるだけ地域で買物をしたり、消費することによってこういう事業をやとられる方らが、たのむけえなあ、うちらもこういう町で、ええ、事業で頑張るとるんだよいうことを地元の人にそういう態度で見せるというかそういうことをしないとそのやっぱり一緒になってやろうという気もおきないような気がするわけなんです。そういったこともやはり各個人ひとりひとりがやっぱり考えて置くべきじゃあないかと私は思っております。ええ、続きましてあのう、福祉課の方へお願いをいたします。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 飛弾福祉課長。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) ええ、福祉課の27年度の重点事項についてでございますが、ええ、まず、高齢者福祉事業、介護保険事業につきましてですが、27年度から3年間を期間とする第6期の介護保険事業計画、ええ、これが来年4月からスタートします。本年6月に地域医療、介護総合確保推進法、これがまあ、公布、施行されまして、介護保険法も改正されておりますので、まずは介護予防を中心に円滑な移行に取り組んでいきたいと考えております。また、住み慣れた地域で、生活を継続することができるような包括的な支援、サービスが提供される地域包括ケアシステム、これの構築に向けて、まずは地域ケ

ア会議の実施、医療、介護サービス資源の把握などに着手していきたいと考えております。児童福祉におきましても、子ども子育て支援新制度が4月からスタートします。現在取り組んでいる日本一の子育て村構想も盛り込んだ、今年度策定中の子ども子育て支援事業計画に基づいて、諸施策に取り組んでいきたいと考えております。次に、生活困窮者や生活保護受給者の増大に対する対策として成立した生活困窮者自立支援法これに基づく、自立しえん、自立相談支援事業の実施及び住宅、あ、住居確保給付金の支給について4月から実施となります。生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことによって、生活困窮状態からの早期自立を支援するもので、このうち自立相談支援事業については社会福祉法人等への委託も可能なことから、4月に向け体制を整備していくこととしております。以上です。

●辰田議員(辰田直久) はい、議長。

●議長(山中康樹) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) まあ、福祉、大切な部門でございます。まあ、ええ、ちょうど来年から子ども子育て支援制度がまあ、大きく変わってくるということで、その点について少しお聞きをしたいと思います。まあ、あのう、子育て村ということで、子どもさんの誕生からそして育ていく過程で、ええ、幅広い支援制度がある当町でございますが、あのう、実際にはあのう、国が決められた、ああ、決められたある指針でいきますと、まあ、待機児童とかの対応も大きく一つの問題になっているので、そういうことを考えておられるようですが、まあ、当町には幸いにして待機児童までは、あのう、発生していないような状況ではないかと思えます。まあ、そこであのう、子育て先進地を自負する町として、ええ、保育サービス、まあ、今でも結構いろんなサービスをしていただいとるんですが、まだないものがあるわけなんです。ないものをもう一つ充実さしていただくことも考えていただきたい。それは、ええ、休日保育がまだされてないように思えます。それと延長保育のまあ、もう少し時間を延ばす再延長、そして、ええ、全部に当てはまりませんが、あのう、男性保育士がある程度まだ不足しているような私は気がいたします。まあ、指定管理を出されておるので行政がどうこういう立場にはないかもしれませんが、ええ、そういった助言をし、そして、町全体でそういった保育面を考えていく上では、ええ、町の方もある程度の考えを持ってそれなりの支援等していただくことが大切じゃあないかと思えますが、その点いかがでしょうか。まあ、もちろんあのう、全保育所にそういったサービスをするというのはとても無理なことでございますが、ええ、一箇所でもそういったものを開園していただくことによって、ええ、仕事も多岐にわたるとし、土日が主な仕事のお母さん方もおられますので、そういった面も考慮すればいかがなものかと思えますが、そういった面を法人の方へ提案をされるかどうかお聞きしたいと思います。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 飛弾福祉課長。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) えと、ご質問のあのう、保育の中でないものということで、ええ、確かにあのう、休日保育につきましては次世代育成支援行動計画にのしております、まだ実施しておりません。まあ、これ特別保育事業ということでございますけれども、ええ、これにつきましては、あのう、いろいろ要件等もございまして、保育に欠ける児童がまあ、対象なんですけれども、ええ、年間を通じて開所する保育所を指定しなければなら

いこと、そいから児童の年齢、そいから人数に応じて保育所を配置しなければならないこともありますし、それからあのう、おやつとか給食も提供される、されなければならないというようなことが要件となっております。で、あのう、まあ、一応あのう、よう、必要性が出たときにまあ、検討するというところに、まあ、なっております、ええ、まあ、これまでちょっと検討はしてませんでしたけれども、あのう、確かに保護者の就労形態が、まあ、多様化しているというような中で、あのう、そういった休日等に保育を、に欠ける児童に対する、そのほい、そういったサービスが、まあ、必要な場合も生じるかとは思いますが、あのう、現在法人の方も、あのう、非常にその人材と言いますか、あのう、それをまわして、保育所を回していくところでも、あのう、いっぱいいっぱいと言われるようなことも聞いておりますし、これを行うことによって一人でも入ります、あのう、いらっしやると子どもさんがいますと、二人の以上の保育師を等、あのう、配置しなければならないというような問題もございます。で、そういうところを、まあ、今後あのう、法人さん、法人の方と、まあ、あのう、議論をしていくべきというふうには、あのう、思っております。それから、えと、延長保育事業ですが、まあ、これは邑南町につきましては全ての保育所で延長保育をやっております、あのう、まあ、えと、矢上だけですか、7時45分までですか、あのう、ええ、やっておりますけども、これの再延長についてはちょっと今ところ、あのう、まだ協議はしておりません。それとあと、男性保育士が少ないということで、まあ、助言をしてほしいというようなこともございます。あのう、法人さんの方はもうそれは十分、あのう、ニーズと、ニーズ言いますか、あのう、要求、要望をされておりますし、そういうことは、あのう、町としても分かっております。ですがまあ男性保育士にかかわらず、あのう、やっぱり処遇改善と言いますか、あのう、一昨年から、ええ、ああ、昨年ですね、昨年から処遇改善補助金というものも、あのう、法人に出しておりますし、ええ、奨学金制度につきましても、あのう、法人単独でそういう制度を作られてるともございますし、町としても、あのう、新たに、ええと、医療福祉の従事者の、確保のための奨学金について、ええ、保育士も対象というようなことで支援をしようとしておりますので、ええ、法人、まあ、あのう、そういった法人との協議の場では、あのう、一応、あのう、話はいたしますけども、そういうことで支援をしているということで、ご理解いただきたいと思えます。

●辰田議員(辰田直久) はい、議長。

●議長(山中康樹) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) まあ、それぞれあのう、大切な事業だと思いますので、ぜひとも、あのう、法人とよく協議した上で、始めからだめだろうという観念を持たずに、ええ、あのう、法人の方もサービスを充実し、それなりのやっぱりええ、ある時には対価もいただいて、ええ、どちらもが助かるような、預ける方も、預かる方もいい雰囲気で行っていたきたいと思います。それとまあ、もう一つはお願いしときたいのは、あのう、最近私の近くでほんとはよく知った、こないだまで車の運転をされていた高齢者でも最近ではもう認知症で家にずっとおらにゃあやれんようになったんだとかいうこと聞くんですが、大変残念に思うわけです。まあ、その点介護予防事業につきましてもね、ほんとに、ああ、いろいろデータも取りながら、そいからこの地域の環境も考慮しながら、ええ、新しい介護予防事業、邑南町独特のもんでもいいと思えますので、ぜひとも考えていただきたいと思

いますのでその点も要望しておきたいと思います。ええ、そして最後になりましたが、学校教育課の方よろしくお願ひします。

●**細貝学校教育課長(細貝芳弘)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 細貝学校教育課長。

●**細貝学校教育課長(細貝芳弘)** 失礼しました。ええ、学校教育に関してでございますが、あのう、平成18年に、あのう、全面改正されました教育基本法に基づきまして、邑南町では教育の方針のテーマを、世界へも羽ばたける子ども、力を子どもたちへというふうにしております。またあのう、この教育基本法に基づきまして、島根県におきましても今年6月でございますが島根を愛し、世界を志す心豊かな人づくりを基本理念としまして、三つの目標とこれに加え、これを達成するための基本の関連基盤をまとめておりまして、第2期しまね教育ビジョン21が策定されております。ええ、邑南町ではこのビジョンに基づきまして、まずビジョンの一つ目でございますが、向かっていく学力を掲げておりまして、町では、この目標に照らし合わせまして学力の向上、教師力の向上、読書活動、小中高の連携教育、11校への学校運営のための支援等の充実を図りたいというふうに思っております。特にあのう、学力の向上でございますが、平成22年からあのう、学びあい学習というのをやっております、邑南町まあ、得意の部分でございますが、これは全校に定着しつつあります。さらに力点を入れていきたいというふうに考えております。二つ目でございますが、広がっていく社会力を掲げております。町では、この目標に照らし合わせ、ふるさと教育やあるいは社会的、就業的自立に向けたキャリア教育の充実を図りたいというふうに考えております。ええ、特にこのキャリア教育でございますが、今まで十分着手してなかったんですが、まあ、この生まれ育った邑南町に育った子どもたちが、やがて邑南町の地元の就業の機会をどういうふうにしていくかという、まあ、教育の視点というのが重要だというふうに考えておりまして、そのへんの事業に着手していきたいというふうに考えております。ええ、三つ目でございますが、高まっていく人間力というのを挙げております。町では、この目標に照らし合わせまして、人権教育、いじめ対応、教育支援センター向けのこの充実を図りたいと考えております。特にここでは、あのう、いじめ対応でございますが、ええ、来春の3月の議会には、まあ、いじめの対応基本方針に基づきまして、このいじめ対応の会議について議会に条例の上程をしたいというふうに考えてます。現在準備中であります。また、それぞれの目的を達成するための基盤関連についてでございますが、町ではこれに照らし合わせまして、ええ、就学支援、特別支援教育、安全安心の学校給食、スクールバス、教育施設の改善などの充実を図りたいと考えています。ええ、特にあのう、昨今教育施設の改善について一般質問もたくさんございます。課題もおいひ中でございますが、年次的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

●**辰田議員(辰田直久)** はい、議長。

●**議長(山中康樹)** 辰田議員。

●**辰田議員(辰田直久)** まあ、あのう、学校教育課という範囲の中では、まあ、予算というものなかなか難しい点、まあ、あのう、単発で出てくるもんもあれば、まあ、継続事業と言ってもなかなかそのへんもあるんですが、まあ、予算の面ではなしにそういった、あのう、まあ、本町も進めている、まあ、ふるさと教育というか、ああ、まあ、社会教育の一

環としてでもですが、まあ、熱心に取り組んでおられるのは分かるんですが、あのう、やっぱり自分の住んでいる町を、子どもさん達もほんとうに理解をしていただくためのことで、まあ、以前にも言いましたが、あのう、中学校で町長さんの名前を知っているかいうたら、二人しかクラスで手を挙げなかったとか、そういうことでは困ると、そういうんじやあなしに、町の今の人口とか、まあ、面積、そして、ええ、いろいろな主要産業とか、そいから、まあ、分かりやすい数字とか、そういったものをやっぱり、ええ、理解して、子どもさんに理解しておっていただくことは今後自分の将来の設計にもつながるし、地元を大切にすることによって私はつながってくると思うんです。まあ、投票率が高い町だというだけでもいいですし、そいから高齢化率も高いんだよとかいう、そういうことの説明も私は、あのう、必要じゃあないかと、それで仕組みとか、ああ、ほんならこういうふうにした方がいいなということをも自分なりにまた考えてくるような気がするわけです。だけ、伝統文化を守ることも、そいからいろいろ見て回ることも大切かもしれませんが、そういった、あのう、教育というか、ああ、身近なものを知っていただくようなことはできないものか、そして都会と違って、田舎には神社とかお寺さんがまあ、あるわけです。昔、まあ、勉強された寺子屋とかそういったもので勉強されとったというような事例もありますが、まあ、あのう、そういった古くから伝わるものの中で、やっぱり一つ芯が通ったというか、基本的なものを、まあ、自分なりに、ええ、学習するというような、ああ、こと。私どもはあのう、報恩講とって、11月ごろになると米をもって寺に行って、ええ、ごちそうをいただいとったのをよく覚えとるんですが、今、あのう、神社の方にはまあ、苦しいときの神頼みというか、いいことはないかというて子どもさんでも行くんですが、お寺にはなかなか子どもさんの姿がみえんようになったわけです。まあ、そのへんを少しやっぱり原点に戻って、あのう、そういった意味というもの、宗教を教えるんじやあなくて、そういった基本的なものを教える、まあ、ああいう宗教観的なことを言うたら、今は問題がおきるような時代ですので、そうじゃあないところをぜひとも利用というか、活用していただいて、邑南町の教育も進めていっていただくことが大切じゃあないかと思えます。まあ、その点は、まあ、あのう、新教育長、教育委員長に聞けばいいんですが、ちょっとお寺さんの関係は、ブーイングだと思えますので、あのう、教育長の方から所見があればお願いいたします。

●土居教育長(土居達也) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 土居教育長。

●土居教育長(土居達也) ええ、ふるさと教育についての、まあ、お問い合わせだというふうに思いますが、ええ、学校の中で地域の学習というのは発達段階に応じて、たとえば3、4年生でしたら、ええ、地域にあるお店であるとか、消防署であるとか、公民館であるとか、そういったものを3、4年生で勉強して、5年生、6年生で、5年生では地域の産業、6年生では地域の歴史等にあるいは政治について学習するようになっておりますので、まあ、そういう学校の教育課程の中で、ええ、地域の特色等も十分に伝えられるというふうに思っておりますし、ええ、学校の先生方に地域を知ってもらうような取り組みも夏休み等利用してやっておりますので、ええ、まあ、そういったことを、あのう、効果があるというふうに期待を、まあ、しております。ええ、それとまあ、もう一つ地域の伝統のことですけども、やはりあのう、学校教育の中でやれる範囲というのはかなり限界が

あります。さまざまなことをまあ、環境教育からなんとか教育というのを数えればほんとに両手どころか50, 60ぐらい数えなければならぬぐらい学校の中でやらなきゃならない課題がほんとに多くなってきています。まあ、そういう意味で、今教育委員会で進めているのが、まあ、地域学校ということです。で、地域でしか教えられない、むしろ学校よりは地域でこそ得意な分野は、地域でやってもらうということが、ええ、学校の先生が楽になるということではなくて、ええ、地域のいろんな人と子どもたちがつながるといふそういう意味でもとても大切だといふふうに思っております。で、宗教教育のことですけれども、宗教教育をやってはならないということはありません。これは宗教教育であって、ええ、宗教一つの宗教を教えるということでは決してありませんので、ええ、これはまあ、誤解だと思えますけれども、そういう部分についてもやはり、まあ、これはあのう、地域がどういふふうに考えるか、家庭がどう考えるかということだといふふうに思っておりますので、ええ、ふるさとを大事にするということをやっぱり家庭、学校、地域と一緒にやってやるという、そういう方法を大切にしていきたいといふふうに思っております。

●辰田議員(辰田直久) はい、議長。

●議長(山中康樹) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) はい、あのう、今教育長の方からも地域学校という言葉が出ましたが、まあ、これも新しい取り組みでありますし、もちろんあのう、一体化して、ええ、これを中心にぜひともそういった面で社会教育を推進していったって、できるだけ自分の町の知らないことはないようなね、形に子どもさんを育てていただければと思います。まあ、それとまあ、これも要望的にはなりますが、ええ、まあ、学校は当面、ええ、統合しないという方針が出ております。しかしながら、学校によっては改修等がほんとに必要なところがたくさん出てきているのも事実でございます。ええ、まあ、課長さんに質問すれば緊急性のあるものからという答弁はいつも返ってくることなんですが、まあ、これもそういった計画、統合等の計画がないんだったらもう年次をうって、こん、もうみんなに示していただく、この、そうするともう1年待てば何とかなるなあということもなりますし、その時にあわせてこういったものを地域でやりたいけえどうだろうかということも分かるわけです。ただポン、ポンと出されても、もうちょっともう予算がないよとかいうんじゃあなしに、やはりそういった年次計画を示していただくことによって、ある程度、あのう、生徒さんの親御さんも協力して何かを手伝っていただくこともできるかもしれませんので、そういったものを示していただければと思っておりますので、ご配慮のほどよろしく願いいたします。そういたしますと、次の二つ目に挙げております、協働のまちづくりを推進していくための方策ということなんですが、まあ、あのう、今回10周年のこの記念式にも町長さんがこの協働のまちづくりをさらに進めていくことが必要ですということでもくっておられる点なんですが、まあ、これについて、まあ、これも協働といえれば数たくさんあるわけなんですが、まあ、絞らしていただきまして、その自治会という規模の単位でこういった協働のまちづくりを進めていく上では、どういった方策が有効であるとお考えであるか、そしてええ、環境整備でございますが、これはあのう、やはり草刈りにしてもそういった災害を防止する意味でも徳島の例のようなこともありますので、ええ、木々が倒れて、ええ、その集落に行けないとかいうこともこの辺でも起きても不思議ではないような状況でございます。そういった意味では普段からの対応が必要だと思いますが、それを

行政と町民が安心の安全の観点から防止するための方策どういふふうなお考えがあるかお聞きしたいと思います。

●**能美生涯学習課長(能美恭志)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 能美生涯学習課長。

●**能美生涯学習課長(能美恭志)** ええ、自治会規模の単位での地域活性化という方策というご質問でございます。生涯学習課といたしましては、やはりあのう、夢づくりプラン策定事業、推進事業をこれを進めておるところでございます。ええ、これはあのう、おおむね自治会単位で取り組んでいただける事業でございます、ええ、策定事業と推進事業というこの二つからなっております。まあ、地域の皆さん、住民の皆さん自らが地域の総合振興計画を策定していただくということで、自ら事業を展開していくものでございます。ええ、策定にあたりまして、ええ、地域の皆さんが地域課題の抽出、そして共有、解決のための方策など、ええ、皆で話し合っただけでアイデアを出していただいてプランを策定していただくというもので、より良い地域にするためのこれはいわば戦略会議であるとも言えます。ええ、また推進事業の方は地域の自立力の向上を図ることを目的としておりますので、夢づくりプランの目標、具体的な目標に沿って、ええ、事業を実践していただくというものでございます。ええ、地域コミュニティ再生事業につきましては、公民館エリアで取り組んでいただいておりますが、それに比べまして小地域、おおむね100戸の集落や自治会で取り組むことができるので、ええ、より実用にそったプランが策定推進できるのではないかというふうに思っております。ええ、これからも積極的に説明会等に出かけまして、ええ、夢づくりプランを通して人づくり、地域づくりへとつないでまいりたいと思っております。

●**土崎建設課長(土崎由文)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 土崎建設課長。

●**土崎建設課長(土崎由文)** 環境整備、道路維持や安心安全の視点からの協働のまちづくりの推進していくための方策についてのお尋ねのことでございます。ええ、昨年道路法の改正により、トンネルや橋梁、標識や案内看板に至るまで、道路施設の定期点検を求められることとなりました。この点検に要する費用は、国の試算ではございますけれども、毎年3千百万円、国庫補助を差し引いた一般財源ベースでは約1千百万円必要となるものでございます。こうしたことから財政事情が厳しい折、維持管理手法の転換等による維持管理費コストの縮減が望まれています。道路維持にかかる協働としましては、邑南町では、町が行う道路構造物等の維持管理や、維持管理に、の業務のうち、河川美化活動と町道路肩除草について、町内の自治会や地元のグループに活動経費の助成や作業経費の委託をしております。これは作業を行っていただき、必要最小限の経費をお支払いしており、協働のまちづくりの例だと思っております。島根県におきましても、道路や河川愛護意識の向上及び県民との協働の推進を図る目的で、県の管理する道路や河川の美化活動や草刈事業に要する経費を助成する制度がございます。こうした制度をたとえば、町道の側溝や暗きよの清掃、橋梁の橋面の排水孔の目詰まり除去等に拡大することができれば、議員ご指摘のように災害の未然防止や道路施設の長寿命化となり、経費をお支払いしても、町のメリットは大きいものと考えております。次に、美観活動のうち、安心安全の視点からということでございます。ええと、伐採についてですが、道路管理者が沿線立木を除去する場合には、

道路上における事故防止のため、緊急避難的に行う道路管理権に基づく行為でございます。ええ、自治会や集落において、公共の利益を目的に行われる環境美化活動など地域のボランティア活動は大変有意義な活動だと思います。しかしながら、立木の伐採や枝きりなど他人の権利にからむ活動に対して、たとえボランティア活動として行われる場合であっても、ボランティア活動もそれに対する行政の経費負担などの支援についても、ええ、他人の権利に絡むものについては十分に慎重に検討する必要があると思っております。以上でございます。

●辰田議員(辰田直久) はい、議長。

●議長(山中康樹) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) はい、まあ、あのう、自治会規模の協働につきまして、あとで提案も含めてお話しをしたいと思いますが、今の建設課の方の関係で、あのう、もっとやっぱり町道の道路パトロール、まあ、見落としがないぐらいできる範囲で、あのう、定期的に、ええ、もう少し推進していただきたいのと、まあ、ええ、まあ、山の持ち主の特定も役場だったらできると思いますので、そのへんでやっぱり伐採の勧告とか、ほいから一緒になって町の方も協力するので、ぜひとも切っていただく方向でお願いしますとか、そういった助言もしていただくこと。その上でやっぱり周辺住民も協力して、そのう、災害や事故防止のために取り組んでいこうというのが協働ではないかと思えますし、ええ、そういったほんとうに災害が発生すれば、そこを処置しとけばおきなかったのにというようなことも、ただ葉っぱの滞積でさえ、側溝を埋めてしまうとそれで洪水が起きることも考えられますので、ぜひともそういった形で、ええ、推進をしていっていただきたい。まあ、今後はバイオ燃料等に木材の搬出も出ると思うので、それも兼ねた考え方も必要ではないかと思っておりますので、積極的に今後取り組んでいただければと思いますので、要望しておきたいと思えます。そういたしますと、あと5分あまりとなったんですが、まあ、ここで突拍子もない提案をするかもしれませんが、ただ私も協働のまちづくり、まあ、今のいろんな事業をみてきて、やはりやっている地域、やっていない地域と、やる気があるのからやる、あのう、やるのか、やる気があってもできないのか、いろいろまあ、そりゃ、自治体、自治会にも規模が、人数とか範囲とかいろいろあって難しい面があると思うんですが、まあ、あのう、私の提案としてはね、ええ、あのう、国もあのう、地方創生とか地域の活性化のための施策を進めようと今している時代でございます。で、おそらくなんらかの形で、ええ、交付金、交付税等も、ええ、措置がね、されてくるんじゃないかと思うわけですが、まあ、そこで、ええ、邑南町全域においてね、自治会組織が時間はかかりましたが、ようやく全部満遍なく全域に自治会がそろって39の自治会が誕生したわけです。まあ、そこで、ええ、まあ、10周年を記念するというのもおかしいかもしれませんが、まあ、あのう、そういった自治会組織もそろったということで、まあ、以前竹下登首相がやられました1億円ふるさと創生事業というのがございましたが、あのう、一自治会に、まあ、金額を提示するのもあれだが、まあ、20万という均等割で各自治会には出ております。あとは人数割りとかおいしいところが、まあ、そりゃ、おいしい、少ないでこまいことを言いよってもしかたがないし、それなりの苦労もあるはずで、多くても少なくても苦労はある。それで一律、まあ、100万円ぐらいのね金額をポンと、目的は自由として自治会に考えてもらうようなことをやっていただけないかということでございます。そいで夢づ

くりプランやコミュニティ再生事業につきましては、やはり期限とかある程度の制約もあります。そんなものを全部取っ払ってその自治会の特性とか実情を反映した自治会による自治会のための、やっぱり事業を自治会の責任の元で考えて、みんなで話し合ってみるようなことをしていただくことはできないかということなんです。地域の存続と活性化に向けた取り組みとか環境整備をそれによって行っていただいて、行政との協働のまちづくりに貢献していただく意味もあると思います。まあ、もちろん、あのう、各自治会にやあ先程言ったような均等割の助成はあるわけですが、これはそれぞれの自治会で毎年の予算に組み入れて、もうあるものとしていろいろ予算配分がされるものでございますので、これとはまた別途の意味で、そういったものは必要ないかということなんです。まあ、使い道は、原則、先程も言いましたように、自己資金でありますし、それで足らなければ自治会内で自己資金を調達して、まあ、大きな事業にしようが、小分けにして、さまざまな取り組みに使おうが、まあ、取りあえず積み立てておこうが、あのう、自治会の判断で私はよいと思います。そしてもう一つ大きな目的は、今から高齢化や人口減少に向かう中でやはり自治会内の人との人との、やっぱりある程度の今のいう自治会の絆というもんがだんだん昔よりは薄くなってきているような気がするわけです。そうした中で何かを興そうという若い方から、そいから高齢者の経験談まで入れて、一緒になって話をさせていただいて、まあ、今の自治会では何が必要なのか、何をすべきなのか、将来に何を残すべきなのか、そういったものを議論することで、あのう、自治意識の向上にも私はつながってくるように気がいたします。まあ、地域のたい、つながりの大切さをやっぱり再確認すると共に、その緊急時にやはり助け合うという環境を整えることから、こういった試みをやってみることも必要ではないかと思えます。ですから邑南町版のふるさと再生事業を提案するものでございますが、その点町長の考えはいかがでございましょう。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) あのう、突然のまあ、提案でございますので、しかも100万円かける39で約4千万、これはもう総一般財源であろうかと思えますが、非常にまあ、町としては大変な額というふうに、まあ、感じております。ええ、まあ、私自身も、あのう、今の自治会がですね、ほんとにあのう、それぞれ高齢化をし、それぞれそのう、若者も一緒になってですね、こう担って、今後ずっといけるのかどうかという心配はあるわけがあります。で、これはお金を渡す渡さないにかかわらず、それぞれの自治会がそういう問題意識を持って、自治会の中で、ええ、お年寄りも若者も入って今後自分たちの自治会をどうするんだということを話し合うのは、これはお金あるなしに関係なくてですね、やるべき話ではないかなあと思っております。あのう、竹下内閣のときに、確かに1億円がありました。確かにその時の目的、ふるさとを大事にしようという目的は達したと思えますけども、それがじゃあどうなってるんかということについてはほとんど検証もされずにですね、この石見地域でも正にそうでありますけども、なかなかうまくいってないケースが多いんじゃないかなあと思っております。慎重に考えるべきではないかなあこう思っております。

●辰田議員(辰田直久) はい、議長。

●議長(山中康樹) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) まあ、あのう、その理解もできるわけなんですけど、ただ、まあ、町民のほとんどが自治会の中に属しておられ、そこから間接的でもやっぱり公平に恩恵を受けることにもつながると思いますし、まあ、39自治会のみなさんが甲子園へ出場したと思って、ね、あのう、100万円程度のことを、の、で、その事業じゃあなしに、その地域一帯がほんとに一つになって何かをやろうというかつ、活気を生み出せば、そりゃお金には対価、あのう、つけられますが、物には。ただそういった気持ちにはなかなか対価がつけられない。まかぬ種は生えません。やってみないとそういうこともわからんのも事実でございます。検証はそりゃあ今までされてなかったかも、こんだあ、そういう経験を踏まえてすればいいわけです。そいだけ、同じ失敗を二度としないように踏まえれば私はいいと思います。そっから生まれるやっぱりあのう、地域を守りながらそのう、継続制や発展性を秘めた協働の精神をやはり築く栄養剤となるのではないかと私はこういった試みがやってみる必要があるんじゃないかと提案、まあ、実現はするかどうかはしれませんが、そういった提案もさしていつておきたいと思います。まあ、だいたい時間もきましたのでおかさしていただきたいと思いますが、まあ、ええ、最後ということですが、まあ、師走の予定もしない選挙も終わったわけですが、今度4月にはまた統一地方選挙がございます。そういった地方自治に対する関心が薄れないように我々議会人としてもやはり役割を果たすことを忘れずに新しい年を迎えたいと思いますので、今後もよろしくお願いを申しあげ、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

●議長(山中康樹) 以上で議席番号12番辰田議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後1時15分とさせていただきます。

—— 午前11時45分 休憩 ——

—— 午後 1時15分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案の討論・採決

●議長(山中康樹) 再開をいたします。日程第3、議案の討論、採決。これより、議案の討論、採決に入ります。始めに、議案第116号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第116号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって、議案第116号邑南町監査委員条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第117号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

●大和議員(大和磨美) 1番。

●議長(山中康樹) 1番、大和議員。

●**大和議員(大和磨美)** 邑南町税条例の一部改正について反対の立場で討論します。今回の条例改正は軽自動車税のうち小型特殊自動車に係るものを増税するという改正です。農耕作業用のものについては年額千600円から2千円に、その他のものについては年額4千700円から5千900円にそれぞれ約2割もの増額とされています。今年は再生産不可能なほどの米価暴落となり、それでなくとも農家は大きな打撃を受けておられます。たとえ少額と言えどもこの時期に増税をすべきではないと考え私は反対いたします。

●**議長(山中康樹)** 賛成討論はありませんか。

●**石橋議員(石橋純二)** はい。

●**議長(山中康樹)** 石橋議員。

●**石橋議員(石橋純二)** 議案第117号邑南町税条例の一部改正案について賛成討論を行います。今回の改正は軽自動車税の税率第82条の2項、軽自動車及び小型特殊自動車中、イ小型特殊自動車の中で農耕作業用のもの年額千600円を年額2千円に、その他のもの年額4千700円を5千900円に改正するものであります。これは、軽自動車税の見直し案が示され、地方税法に示された軽自動車税の税率第82条アの軽自動車税の税率改正が、平成26年3月議会において専決処分されたものに伴うものであります。国から示された小型特殊自動車の標準税率は、地方税法第444条第1項第2号において、軽自動車及び小型特殊自動車として一括して規定されておりますが、同条第3項において、同条第1項第2号の区分により、より難しいものについては、地方団体における条例において、税率を定めることができる旨の規定があり、本町にあってはこの規定に従っております。平成26年度税制改正における対応として小型特殊自動車の税率について農耕用のもの、その他のもの等に区分して、軽自動車とは別に定めている市町村にあっては改正後の軽自動車税の税率と均衡を失しないようそれぞれの区分に応じて適切に見直すよう指摘をされております。今回の税率改正は地方税法の基準に沿ったものであり軽自動車税の税率の、との均衡を失しない範囲での改正であり適切なものと考えます。なお、12月2日の教育民生常任委員会における税務課からの説明でも各委員からの異論はなかったことを申し添え賛成討論といたします。以上です。

●**議長(山中康樹)** 反対討論はございませんか。

●**大屋議員(大屋光宏)** 8番。

●**議長(山中康樹)** 8番、大屋議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** 議案第117号につきまして反対の討論を行います。この議案は小型特殊自動車にかかる軽自動車税を引き上げるものです。以下の観点より反対をいたします。一つ目は現在乗用田植機は軽自動車税も償却資産としての固定資産税も課税されていない不公平な状態となっております。また、質疑であったように対象となる全てのトラクター、コンバインにつきましても全て課税されている状態ではない不公平な状態であることがわかっております。軽自動車税を引き上げるのであれば、このような不公平な状態を解消する、もしくは解消する計画をたてて引き上げるのが本来だと思います。二つ目に一般質問の答弁であったように、町の農業振興の方針は邑南町のような中山間地域においては大規模な農業

者も小規模な農業者も必要であり、国の支援のない小規模な農業者には町が支援を行っていくという考えを示されております。農業機械につきましては同じ機械であっても大きさ等により大型特殊自動車と小型特殊自動車に分類されており、大規模農家に所有が多い大型特殊自動車には償却資産として固定資産税が、小規模な農家に所有が多い小型特殊自動車には軽自動車税が課税されています。米価が下落し、また、雪害で水稻育苗ハウスの倒壊被害もあり、その対策、支援策も十分示されていないなかで農業者のなかでも小規模な稲作農家のみの負担が増すこの軽自動車税の改正は町の農業方針とも反し理解し難いものです。最後に一般の軽自動車税の税額は本年3月末に改正され、実際に適用されるまで1年間の周知期間があるのに比べ今回改正する小型特殊自動車については、3か月しか周知期間がありません。納税をいただく農業者をはじめ事業者を軽視していると言わざるを得ません。以上の観点から今回この改正をする必要は認め難く反対をいたします。

●議長(山中康樹) 賛成討論はございませんか。

●議長(山中康樹) 反対討論はございませんか。

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第117号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●議長(山中康樹) はい、挙手多数、したがって、議案第117号邑南町税条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第118号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はございませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第118号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい全員賛成、全員賛成、したがって、議案第118号邑南町国民健康保険条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第119号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第119号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) 全員賛成、全員賛成、したがって、議案第119号邑南町国民健康保険条

例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第120号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第120号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい全員賛成、全員賛成、したがって、議案第120号邑南町子ども等医療費助成条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第121号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第121号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい全員賛成、全員賛成、したがって、議案第121号邑南町保健センター条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第122号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第122号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい全員賛成、全員賛成、したがって、議案第122号邑南町福祉医療費助成条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第123号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第123号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい全員賛成、したがって、議案第123号邑南町郷土館条例の一部改正

につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第124号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありますか。

●大和議員(大和磨美) 1番

●議長(山中康樹) 1番、大和議員

●大和議員(大和磨美) 邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について私は反対の立場で討論いたします。子ども子育て新制度が平成27年4月からスタートすることに伴い、国から示された最低基準のとおり本町も今回の条例を制定しようとしていますが、保育を希望する方の多様なニーズに応えられるようになる反面、保育の質の低下につながる懸念もあります。今回の条例のうち、私が問題としましたのは小規模保育事業所C型に関する条項です。この、今回の条例では保育士資格のないものだけでも従事運営できることとなっており、保育の質にばらつきが出るのが予測されること、そして、民間企業が参入する可能性があり、保育が産業化されることが心配されます。日本一の子育て村を目指す本町であれば、国の最低基準ではなく本町独自で保育の質を保つためにより高い基準を定めることもできるはずです。以上の理由により私は今回の条例にはまだ改善すべき条項があると判断し反対いたします。

●議長(山中康樹) 賛成討論はありますか。

●中村議員(中村昌史) 9番。

●議長(中村昌史) 9番、中村議員。

●中村議員(中村昌史) えー、議案第124号に賛成の立場で討論を行います。この条例案は国の定める子ども子育て新制度で、市町村認可事業として新たに定められた地域型保育、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育のそれぞれの設備運営に関する最低基準を定めようとするものです。この地域型保育は、保育の機会を増し、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応しようとするものです。地域の実情に応じた運営を可能とするために、市町村に認可権を与えています。本条例は国から示された参酌基準にのっとり定められております。保育の機会を増すことを第一義としているため、現在の保育所の基準や認定子ども園の基準と比較すると保育の質が低くなること、これは、否めないことではありますが、これもやむを得ないことだと認識します。また、この条例は最低基準を示すもので第3条において、最低基準の向上についても示されており、この条例の運用で保育の質の向上に努めることが可能と考えます。よってこの議案は原案のとおり可決すべきと考えます。以上です。

●議長(山中康樹) 反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第124号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

- 議長(山中康樹)** はい挙手多数。賛成多数、したがって、議案第124号邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第125号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第125号の賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹)** はい全員賛成、したがって、議案第125号邑南町特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第126号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第126号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹)** はい全員賛成、したがって、議案第126号邑南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第127号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第127号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹)** はい全員賛成、したがって、議案第127号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第128号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第128号に賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議長(山中康樹) はい全員賛成、したがって、議案第128号邑南町保育の実施に関する条例の廃止につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第129号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第129号に賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議長(山中康樹) はい全員賛成、したがって、議案第129号工事請負契約の締結につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第130号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第130号に賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議長(山中康樹) はい全員賛成、したがって、議案第130号工事請負契約の変更契約の締結につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第131号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第131号に賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議長(山中康樹) はい全員賛成、したがって、議案第131号町道路線の認定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第132号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 賛成討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第132号に賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議長(山中康樹)** はい全員賛成、したがって、議案第132号平成26年度邑南町一般会計補正予算第5号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第133号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹)** 賛成討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第133号に賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議長(山中康樹)** はい全員賛成、したがって、議案第133号平成26年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第134号に対する討論に入ります。賛成討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹)** 反対討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第134号に賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議長(山中康樹)** はい全員賛成、したがって、議案第134号平成26年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第135号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹)** 賛成討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第135号に賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議長(山中康樹)** はい全員賛成、したがって、議案第135号平成26年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第3号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第136号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第136号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい全員賛成、したがって、議案第136号平成26年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第3号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後1時50分とさせていただきます。

—— 午後1時40分 休憩 ——

(追加日程の配布)

—— 午後1時49分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

#### 日程の追加 議長発議

●議長(山中康樹) 再開をいたします。ここでお諮りをいたします。先程、町長の方から、議案第137号から議案第144号までの8議案が提出をされました。これを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題にいたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、議案第137号から議案第144号までを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 町長提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

●議長(山中康樹) 追加日程第1、町長提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。議案第137号邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第138号邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、議案第139号平成26年度邑南町一般会計補正予算第6号について、議案第140号平成26年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について、議案第141号平成26年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号について、議案第142号平成26年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第4号について、議案第143号平成26年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号について、議案第144号平成26年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第3号について、以上8議案を一括上程いたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第137号から議案第138号までの提案理由をご説明申しあ

げます。まず、議案第137号邑南町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、国の人事院勧告に伴う改正でございます。次に、議案第138号邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてでございますが、邑南町職員の給与条例の一部改正に伴う改正でございます。以上詳細につきましては、総務課長から説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

●**藤間総務課長(藤間修)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 藤間総務課長。

●**藤間総務課長(藤間修)** 議案第137号邑南町の職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申しあげます。本年、平成26年8月7日に人事院勧告が出されました。その一つ目としまして、月例給、ボーナスをともに7年ぶりの引き上げということで、一番としまして民間給与との差額0.27パーセントを埋めるために、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら、俸給表の水準を引き上げること。二番目にボーナスの引き上げを行います。勤務実績に応じた給与の推進のための勤勉手当の方を0.15か月分値上げするというものでございます。もう一つ大きなものがございまして、俸給表や諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的見直し、これは一番目に地域の民間給与水準を踏まえて俸給表の水準を平均2パーセント、50歳以上4パーセント引き下げるという内容のもの、地域手当の見直し、これは本町には該当がございませんがそういったもの、職務や勤務実績に応じた給与配分、これも本町には関係がございませんけども、給料を一番目の下げるということにつきまして、この2番目のことについては、今現在協議中でございます。これは結論が出るまで、まだもう少し時間がかかると思いますので、今一番目の給料表とボーナスの引き上げについて条例改正をするものでございます。ずーとめくっていただきまして、新旧対照表がかなり下の方にございますが、23分の1ページというところがございます。よろしいでしょうか、23分の1、新旧対照表でございます。まず、条例第9条でございますが、医師、1号の欄がございます。これ医師の初任給調整手当でございます。41万9000円を41万2千200円に引き上げること、それから同条の2号でございます。これは医学に関する専門的な知識を有する職員、これ5万円を5万3000円に改正するものでございます。それから続いて2ページ、23分の2ページでございます。これが先程申しました勤勉手当でございます。一般職職員で100分の67.5を100分の82.5、100分の10を0.15パーセントに改正、第2号再任用職員でございますけども、再任用職員は100分の35を100分の40に改正する、これ100分の5の増加でございます。附則のところの説明申しあげますが、これは本年の場合のみでございます。12月中に増額分を支給するための改正でございます。それから続きまして俸給表が行政職給料表一、医療職給料表一、看護師対応の医療職三とずっとありますけど、かなりありますので、たとえばのことでございます。23分の3ページ、いちばん左の上のへん、たとえば、一級の六号給、改正前現行が、14万1千200円ですが、改正後は14万3千200円、2千円増額になっています。これが最高でございます。額とすれば、で、ずっと行っていただきまして、6ページ、23分の6ページでございますが、この表を見ていただきますと、一番右6級ですけども、6級の68号からはもう改正がないと、いうことで若年層は改正がありますが、6級まあ管理職でございます。管理職はあまり改正がない、たとえば67号ほうを見ていただきますと、41万6千400円と

現行が41万6千200円ですから、200円の増額ということで、2千円から200円の増額があるということでございます。隣の5級も76号給から、4球も84号給から、えー、7ページに行きまして、3級も100号級からは改正がございません。ですから若年層だけは改正がありますけども、かなり年のいった方については改正がないという改正でございます。ずっと行っていただきまして、23ページ、最終ページでございます。この20も、これも同じように20条2項の第1号の勤勉手当でございますけども、これは、先程のは、12月支給のための改正でございます。これは、今度は新しく来年の4月から、6月と12月で分けての支給ですので、平準化しての、ための改正でございます。したがって一般職でそれぞれ100分の7.5、先程言いました82.5を75に、100分の75、それから再任用は、2.5増の、100分の40を100分の37.5に改正すると、これは、来年の4月からということになります。すいません、もう一回帰っていただきまして、附則のところに、23分の1のページの前のページまで戻っていただきます。よろしいでしょうか。ここに附則がございます。1としまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行。ですから、今言いましたように2条というのは、1年間で100分の15上がるんですけども、それを6月と12月に分けて、100分の7.5ずつ支給するという、それから、下の部分は100分の5上がるんですけども、100分の2.5ずつにするという適用で、施行でございます。で、2といたしまして今度は1条の規定というのは、先程言いました給料表でございますけども、給料表は26年4月1日、本年4月1日にさかのぼって、適用すること。中でも20条の第2項の勤勉手当については、12月中に本年分を支給するために26年12月1日から適用すると、こういう規定になっております。3については給料の内払いでございます。今回の改正は4月1日にさかのぼって適用になりますので、既に支給されたものは内払いとみなすという規定でございます。続きまして、議案第138号、邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。これは条文を見ていただきますと、附則の中に加えて今回の議案第137号の邑南町職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、同じ給料表を使用している任期付職員の給料表を本年4月1日にさかのぼって適用することに伴う改正でございます。以上地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第139号から第144号までの提案理由をご説明申しあげます。まず、議案第139号平成26年度邑南町一般会計補正予算第6号は、歳入歳出それぞれ2千54万1千円増額するものでございます。次に、議案第140号平成26年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ42万円増額するものでございます。次に議案第141号平成26年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ15万6千円増額するものでございます。次に議案第142号平成26年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ60万9千円増額するものでございます。次に議案第143号平成26年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ59万5千円増額するものでございます。次に、議案第144号平成26年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第

3号は、歳入歳出それぞれ8万円増額するものでございます。詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますのでよろしくお願い致します。

●**日高企画財政課長(日高輝和)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 日高企画財政課長。

●**日高企画財政課長(日高輝和)** 議案第139号、平成26年度邑南町一般会計補正予算第6号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正額でございますが、歳入歳出それぞれ2千54万1千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を146億2千320万7千円とするものでございます。歳入歳出予算補正の区分及び金額につきましては、2ページから4ページの第1表歳入歳出予算補正に記載しております。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で説明させていただきます。以下、第2条で債務負担行為の補正がございます。ページの方5ページをお開きください。第2表債務負担行為補正でございます。追加分でございますが、事項は、平成26年度緊急稲作経営安定改善資金における島根おおち農業協同組合への利子補給でございます。期間は、平成27年度から平成31年度でございます。限度額につきましては、31万4千円を設定しております。これは、米価下落に伴う資金融資支援策として、小規模の生産者が資金を借り入れる際に無利子となるよう、利子補給を行うものでございます。次のページでございますが、予算に関する説明書でございます。1ページから3ページは総括表になっております。説明の方、4ページからさせていただきますので、4ページの方をお開きください。始めに歳入でございます。18款繰入金、2項基金繰入金としまして、財政調整基金からの繰入金2千54万1千円を計上しております。6ページをお開きください。歳出でございます。先程提案説明いたしました議案第137号邑南町職員の給与に関する条例の一部改正、及び議案第138号邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正に基づき、各科目の給料、職員手当等、共済費及び特別会計への給与費関係の繰出金を計上しております。これら給与費関係の補正額は、合計で1千485万6千円の増額でございます。給与費関係以外の補正でございますが、12ページ、13ページをお開きください。6款農林水産業費、2項林業費の林業振興費でございますが、節23償還金利子及び割引料として568万5千円を計上しております。これは、平成25年度事業で実施した江の川共販市場拡張事業の用地測量費に対しまして森林整備加速化、林業再生事業費補助金を充当しておりましたが、本体工事が補助対象とならないことから、県と協議した結果、補助金の返還金を今回計上したものでございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願い致します。

●**種町民課長(種文昭)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 種町民課長。

●**種町民課長(種文昭)** 議案第140号、平成26年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出の補正、失礼しました、歳入歳出予算の補正、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9千895万5千円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。予算に関する説明書の事項別明細書4ページをお開きください。まず、

歳入でございます。9款の繰入金でございますが、一般会計繰入金につきまして、先程、提案理由説明がありました、邑南町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、職員の給与改定分として職員給与費等繰入金を42万円増額しております。次に、6ページをお開きください。歳出でございます。1款、総務費の一般管理費でございますが、職員の給与改定に伴い職員給与費を42万円増額しております。続きまして、議案第141号、平成26年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ15万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8千18万9千円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。予算に関する説明書の事項別明細書4ページをお開きください。まず、歳入でございます。3款の繰入金でございますが、一般会計繰入金につきまして、国民健康保険事業特別会計に同じく、邑南町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う職員の給与改定分として、阿須那診療所運営費補てん繰入金を15万6千円増額しております。次に、6ページをお開きください。歳出でございます。1款、総務費の阿須那診療所管理費でございますが、給与改定に伴い職員給与費を15万6千円増額しております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

●朝田水道課長(朝田誠司) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 朝田水道課長。

●朝田水道課長(朝田誠司) 議案第142号、平成26年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第4号につきまして、ご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第1条歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5千995万8千円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。補正の内容につきまして、ご説明申し上げます。事項別明細書の4ページをお開きください。この補正は、給与改定に伴う人件費補正でございます。歳入でございますが、一般会計繰入金が60万9千円の増額でございます。6ページをお開きください。歳出の一般管理費でございますが、給料が8万9千円の増、職員手当等が42万6千円の増、共済費が9万4千円の増でございます。続きまして、議案第143号、平成26年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号につきまして、ご説明申し上げます。予算書の1ページを、お開きください。第1条歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6千277万6千円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。補正内容につきまして、ご説明申し上げます。事項別明細書の4ページをお開きください。この補正は、給与改定に伴う人件費補正でございます。歳入でございますが、一般会計繰入金は59万5千円の増額でございます。6ページをお開きください。歳出の生活排水処理事業一般管理費でございますが、給料1万7千円、職員手当5万2千円、共済費1万3千円を増額しております。農業集落排水事業一般管理費は、給料2万1千円、職員手当等19万6千円、共済費

4万円を増額しております。下水道事業一般管理費は、給料4万5千円、職員手当等17万2千円、共済費3万9千円を増額しております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●**藤間総務課長(藤間修)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 藤間総務課長。

●**藤間総務課長(藤間修)** 議案第144号平成26年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第3号についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。第1条として歳入歳出予算の総額にそれぞれ8万円を増加し、あ、追加しまして、総額4億6千408万9千円とするものでございます。詳細は事項別明細の4ページをお開きください。歳入でございますが、邑南町職員の給与条例の一部改正によりまして、一般会計の繰入金で8万円でございます。6ページ、7ページでございます。給与職員手当共済費を合わせまして8万円の改正をするもので、の増額をするものでございます。以上、地方自治法96条第1項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。よろしく申し上げます。

●**議長(山中康樹)** 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより議案の質疑に入ります。まず、議案第137号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●**議長(山中康樹)** 13番、亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** えー、このたびの改正は人事院勧告による給与の改正であります。先程の説明にありましたように号給の低い方を重視したこのたびのこの改正ですが、これは人事院勧告の中に、こういう方法をとるよという指導なり、指示があったものかどうかということをお教えください。

●**議長(山中康樹)** 藤間総務課長。

●**藤間総務課長(藤間修)** えっと、先程申しあげました2つの大きなポイントの中の一つで月例給、ボーナスともに7年ぶりの引き上げという中に民間企業との、民間給与との格差の0.27パーセントを埋めるために世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら俸給表の水準を引き上げるということで、人事院勧告の給料表のものをそのまま使っております。

●**議長(山中康樹)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** えーと本町にですね、まあ、この町の職員の給与、これに準じていろいろ給与表を定めておられる町内の法人であるとか、企業とか民間の団体があろうかと思うんです。そうした中でこれまで伺っておりますのは、他県、特にあの北広島町と広島県に比べると初任給が低いために職員いますか、を雇い入れる場合に、この町の給与ベースでいっとるんで、もうちょっと初めが高いと、あの、職員を採用しやすいんだがということをお聞いたことがあります。そういったことの配慮がこのたびなされるか思いましたが、それは、このたびは、これは入っとらん、人事院勧告のそのものを通したということですが、もし、そういったことに配慮して町内の新しい職、求人を求める場合、そういった若年層、初任給を上げるような方向での考え方というものは、この町の給与を考えていくなかで、考え方としてはありませんでしょうか。

●**議長(山中康樹)** 藤間総務課長。

●**藤間総務課長(藤間修)** あの、人事院勧告に準拠しているのは、本町にまあ人事院がございませんし、そういうことはできないので、そういうことをしておりますので、なかなか、単独でその給料表を作るということが難しゅうございますので、基本的には、今回まあ確かに若年層は上がっておりますので、そういったことに準拠していくようになるかと思えます。

●**議長(山中康樹)** 質疑はありませんか。

●**大屋議員(大屋光宏)** 8番

●**議長(山中康樹)** 8番、大屋議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** えっと、議案自体異存はないんですけどあの、考え方を3点ほど確認とか教えてください。一つはあの、邑南町は今、行財政改善審議会を開催していると思えます。あの、この給料、職員の給料っていうのは、その審議会に対する諮問事項であるのかどうか、で諮問事項であればその答申が出る前にこういう改正をすることっていうのはあの、何らかの差しさわりがあるのかないのかっていう考え方、それとあの、国の人事院勧告に基づく引き上げですが、あの県、国は国の人事院勧告、県は県の人事院勧告に基づいて引き上げているのだと思えます。あの県内の民間給与との給与水準と合わせるということであれば、県の人事院勧告の方がふさわしいのかと思うんですが、その国のものを使うという、まあ、以前からそうだと思うんですけど、その考え方、それともう一つは、国においては東北大震災の財源を確保するための特例として給与を一時期引き下げたんだと思えます。あの、邑南町はしてなかったんだと思えます。一般的にみて、下げる時は下げずに、上げる時だけは合わせて上げるんかという方もおられると思うんですが、そのへん、下げるときはなぜ下げずに、今回上げるか、その、それに至った経緯を説明してください。

●**議長(山中康樹)** 藤間総務課長。

●**藤間総務課長(藤間修)** えっと3点ありましたけども、まず一点目のあの行財政改善審議会のかいせいの中に入っているかということでございますけども、これはおそらく入ると思えます。で、基本的には給料表自体は人勧のものを使いますが、それかける何パーセントとかいう減額をするという措置をとりますので、給料表自体はこのまま使うことになろうかと思えます。運用で下げるとのことだと思えます。今までもそれをしてきております。それから国は国、県は県で、国の人事院勧告を使うということでございますが、これは昔からの全国的な慣例でございます、島根県下でも全部がそういうふうに行っていることでございますので、基本的にはそういう方向で今までもやってきましたし、これからもやっていく方向でございます。それから東北大震災のときにくに、国家公務員は確か7.8パーセント、2年間減額しましたが、実はその前に、本町の場合、先程申しましたが、数年にわたりまして、合併当時から職員に対して非常に高い率の給与減額を実はもう既に行っております。これを行ってきて今に至っておりますので、当時はその国の方は2年間だけの限定でしたけども、本町の場合は10年近くずっと減額をしておりましたので、そういったことはちょっとおかしいのではないかということをごちから申しあげまして、実績が既にあるということでそういうことをしておりません。ということでございます。

●**議長(山中康樹)** 大屋議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** えと、経緯はわかりました。で、一つ目の質問の結局答えとしたり、

今回まあこのように引き上げをする。で、あの参考とする人事院勧告にしてもあの国のものに基づいてやるけれど、場合によっては行財政審議会で、この表に対して何パーセント下げなさいっていう形の答申が出るかもしれないという理解をしとけばいいということですか。

●議長(山中康樹) 藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) おっしゃるとおりでございます。独自カットを今までもしてきておりますので、そういったことがもし答申で出ましたら、給料表はこのまま使いますが、かける何パーセントなりの減額をするという方向になるかと思えます。

●議長(山中康樹) 質疑はありませんか。

●議長(山中康樹) ありませんか。無いようですので、議案第137号の質疑を終わります。続きまして、議案第138号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第138号の質疑を終わります。続きまして、議案第139号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第139号の質疑を終わります。続きまして、議案第140号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第140号の質疑を終わります。続きまして、議案第141号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第141号の質疑を終わります。続きまして、議案第142号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第142号の質疑を終わります。続きまして、議案第143号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第143号の質疑を終わります。続きまして、議案第144号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。

します。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第144号の質疑を終わります。以上で、議案第137号から議案第144号までの質疑はすべて終了いたしました。これより討論、採決に入ります。始めに、議案第137号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第137号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹)** はい全員賛成、したがって、議案第137号邑南町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第138号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第138号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹)** はい全員賛成、したがって、議案第138号邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第139号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第139号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹)** はい全員賛成、したがって、議案第139号平成26年度邑南町一般会計補正予算第6号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第140号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第140号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい全員賛成、したがって、議案第140号平成26年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第141号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第141号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい全員賛成、したがって、議案第141号平成26年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第142号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第142号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい全員賛成、したがって、議案第142号平成26年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第4号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第143号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第143号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい全員賛成、したがって、議案第143号平成26年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第144号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第144号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹) はい全員賛成、したがって、議案第144号、平成26年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第3号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 閉会中の継続審査・調査の付託

- 議長(山中康樹) 日程第4、閉会中の継続審査、調査の付託についてを議題といたします。各委員長よりお手元に配付をしておりますとおり、閉会中の継続審査、調査の申し出がありました。お諮りをいたします。各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査、調査に付することに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査、調査に付することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議員派遣について

- 議長(山中康樹) 日程第5、議員派遣についてを議題といたします。お諮りをいたします。会議規則第126条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣いたしたいと存じます。これに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 閉会宣告

- 議長(山中康樹) 以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。お諮りをいたします。本定例会に付議されました案件は全て議了いたしましたので、本日をもって閉会といたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。以上をもちまして、本日の会議を閉じます。これをもちまして、平成26年第7回邑南町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。

—— 午後2時32分 閉会 ——

- 議長(山中康樹) 石橋町長よりごあいさつの申し出がございましたので、受理をいたします。町長。

- 石橋町長(石橋良治) あのいつも、年末の定例会には、私の方からまあ所感も含めて皆様方

にお礼のごあいさつをしているわけではありますが、ま、今回は特にあの丸10年を迎えて最初の定例会でもございますし、まあ、これまでの10年の歩みを見ても、ほんとに議会の皆さん方のご指導をいただいて今日まで至ったなあと、まあそういう思いで感謝の意味も込めて少しまあ述べたいというふうにまあ思っております。えー、先般地方制度調査会に行つて意見を言ったということをもまあ述べておりますけども、その中の意見交換の中で私に一つご質問があったのは、あー、議会と執行部との関係はどうなんだろうかという質問がございました。で、私はあのいい意味で緊張感を持ちながら、まさに両輪の輪でやっておりますという話をしたわけではありますが、特にあの、町としてはまちづくり基本条例を作っているし、議会としては議会基本条例を作ってるし、そして、今の議員さんは特に若い方も多いし、行動的で、この基本条例に基づきながら各地域に出かけて座談会も含めていろんなまあ、自分の意見を吸い上げて、まさに住民の代表として活動をやっているというのであります。まあ、そして、あのその意見というものをまさに一般質問という形で我々にいろんな形で建設的な意見を述べられていると、そういう意味で非常にまあ勉強されているし、邑南町議会は素晴らしいとまあいうふうな話を実はさしてもらいました。えー、まあ今回の一般質問を聞いておってもですね、まさにそういう感じがしております、皆さん方のやっぱり邑南町に対する愛郷心と言いますかね、そういうことがひしひしと感じられるであります。まさに、住民の目線に立って、私どもにいろいろご指導いただいているというふうに感じをいたしました。ま、今回あの、特に多かったのが地方創生というような中身であったと思います。えー、まあ実際の具体的な詰めというのはこれから皆さん方と一緒にやっていくわけではありますが、皆さん方と一般質問の中で、やりとりをする中で、私なりに一つの何かフレームができて、その中にどういうものを主にうたいこんでいけばいいのかなっていうことのイメージが、何かできあがったような気がしております、あの、そういう意味では今から総合戦略を作っていくわけではありますが、非常にあの皆さん方の意見というのは参考になったというふうにまあ思っております。えー、特にですね、来年以降、農協の合併もあるわけではありますが、厳しくなってくる農業の問題、これを総合戦略の中にどううたいこむかいうことは喫緊の課題でございましょうし、それから、一般質問でもお答えしましたように、まあ、行政だけでやれることっていうのは限られてるわけですから、いかにさまざまな団体と協働しながらですね、きょう協働という話がありましたけども、より共助のシステムを作り上げていくか、これをやらないとですね、やっぱりこの田舎ってのは厳しさがあるんだろうと思います。ただ、よくよく考えてみますと、やっぱり私は今後何十年、日本の行く末を考えた場合に、生き残るのは、むしろ田舎ではないかと、都会の方がむしろ減っていくんじゃないかとかこのままほっとけば、というような気がしています。田舎が生き残る、でそれはなぜかという、そういう今のような共助の風土もありますし、何よりもそのコミュニティーというのがまだ生きてるわけであります。地域共同体、これをやっぱりですねさらに磨き上げていきますと、まさに田舎が輝いて都会よりも田舎が素晴らしくなってくるというような気がしてまして、その共助のシステムをどう総合戦略に

うたいこむかという中で、何度も申しあげましたように公民館のさらなる位置づけ、それから、きょうまた出ておりましたけども自治会の位置づけ、こういったものをですね、私の立場としてはしっかり国に訴えて、町の金ではなくてやっぱり、この重要さっていうものを国は認識いただいて、やっぱり国から、まさにコミュニティーを保つためのそういったシステムを築き上げていく制度というか、そういった交付金で、そういったものをお願いしていかなきゃならんな、まあいうふうに思っております。さらにですね、やっぱり今から私感じておるのは、あの各種団体と一口で言いましたけども、それぞれの民間団体が邑南町にいっぱいあるわけです。JAもそうですし、商工会もそうですし、森林組合もそうですし、社会福祉法人もそうです。で、今までのこの10年間というのは、それぞれがある意味では一生懸命やっていたらしゃるんだけども、なんか、こう、一緒になって連帯してやっていくということがちょっと欠けてたという部分と、まあ、きょう、社会福祉法人の人材の確保っていう話が出ましたけども、やっぱり、田舎であってもしっかりマンパワーを確保していくための、やっぱり法人としてのご努力も必要であるんじゃないかと思っておりますし、それぞれの法人のやっぱり、あれ民間団体の努力を前提に次年度以降はですね、まあ行政がある意味では音頭をとりながら、この共助システムというものを各団体に呼びかけていって、やっぱり、きちりシステムとして、考えていく必要があるんじゃないかな、それを総合戦略にうたいこむ必要があるんじゃないかなあというふうな感じを今回の定例会で思った次第であります。ま、いろいろ申しあげましたけども、来年度が、あ、来年がですね、来年が皆様方にとっても、そして、邑南町にとってもまあいい年でありますように、今年、幸いに災害は大きな災害はなかったわけではありますが、来年も災害がないように祈念し、そして27年度が8.24の私どもの災害の最終年度でありますので、ま、これに全力に、適宜、災害復旧を傾注することを皆様方にお約束して私のごあいさつとまあさせていただきたいと思っております。いろいろとありがとうございました。

●**議長(山中康樹)** 一言ごあいさつを申しあげます。本日をもちまして12月定例議会は閉会となりました。えー、今年度も残すところ10日あまりというなかで、今後大きな事案が出ない限り、本日が最後となろうと思っております。えー、26年度を振り返ってみましても、雪害によるハウスの倒壊、また思いもよらぬ米価の下落など農業関係者の皆さんには特に心痛な年だと思っております。また、合併10周年という年にあたりまして、町のイメージソング、また、マスコットキャラクターの作成など、また30を超える県内外からの行政視察など執行部の皆さんには大変ご苦勞のあった年だというように思っております。議員各位の皆様方につきましては、是は是、非は非として執行部との議論を行っていただきながら、この1年間議会運営に多大なるご協力と、また、感謝をいたしたところでございます。えー、来年度、27年度が邑南町とまた皆様方にとりまして、ご健勝とご多幸の年であることを祈念をいたしましてお礼を申しあげます。どうもありがとうございました。